平安時代における知行と「理」の観念

松園潤一朗*

- I はじめに
- Ⅱ 土地支配の諸概念
- Ⅲ 「理 |・「道理 | の観念
- IV 年紀法の形成
- V 裁判手続の変容と「理|
- Ⅵ おわりに

I はじめに

本稿では、前近代日本の土地法について、平安時代における土地をめぐる訴訟 と法を中心に考察する。

中国律令法を継受して8世紀初頭に成立した律令国家の土地制度の特徴は、首長制的土地所有を前提とした「国家的土地所有」と表現される¹⁾。個別人身的支配体制のもと、いわゆる公地公民制を原則として、国家が農民に班田を支給して租税を徴収する体制であった(班田収授制)。土地所有の権原(本権)は国家が管理する帳簿の記載によって表示される。

しかし、官僚制国家として高度に発達した中国社会において生み出された律令

[『]一橋法学』(一橋大学大学院法学研究科)第 16 巻第 3 号 2017 年 11 月 ISSN 1347 - 0388 ※ 一橋大学大学院法学研究科専任講師

¹⁾ 小口雅史「古代的土地所有の特質と概観」(渡辺尚志・五味文彦編『新体系日本史3 土地所有史』山川出版社、2002年)5 頁以下。律令制下の土地制度とその変容については 多数の研究がある。代表的な研究書として、虎尾俊哉『班田収授法の研究』(吉川弘文館、 1961年)、村井康彦『古代国家解体過程の研究』(岩波書店、1965年)、泉谷康夫『律令制 度崩壊過程の研究』(鳴鳳社、1972年)、吉田孝『律令国家と古代の社会』(岩波書店、 1983年)、服部一隆『班田収授法の復原的研究』(吉川弘文館、2012年)、三谷芳幸『律令 国家と土地支配』(吉川弘文館、2013年)等。

(90) 一橋法学 第16巻 第3号 2017年11月

法は日本社会の実情には適合せず、制度はやがて機能不全となる。軍制や租税制をはじめ支配体制と不可分に結合している土地制度もそれに伴い大きく変化することになる。

律令制的土地制度の変容の過程で、中央貴族・寺社が個別に土地を媒介に租税 徴収や人身支配を行う体制である荘園制(荘園公領制)²⁾が段階的に形成される。 その過程については、中田薫氏が在地領主から貴族等への所領寄進による荘園の 成立を論じた³⁾後、多くの研究が蓄積されてきたが、1970~1980 年代の代表的な 学説として、①小山靖憲氏の「領域型荘園」の議論⁴⁾と、②坂本賞三氏の王朝国 家体制論⁵⁾が挙げられる。

- ① 初期荘園 (8世紀後半~9世紀) →「免田·寄人型荘園」(10~11世紀)
 - →「領域型荘園 | (11 世紀中頃~、特に 12 世紀以降) ……小山靖憲氏
- ② 免除領田制を基礎にした「前期王朝国家体制」(10世紀初~11世紀前半)
 - → 中世的郡郷再編等による「後期王朝国家体制」(11 世紀後半以降) …… 坂本賞三氏

①は領域性を持った荘園の形成、②は国司(受領)の権限の抑制化、等に注目するが、いずれも11世紀半ば頃に変化の画期が置かれる。近年、この分野の研究は活発であり、荘園成立に際し在地領主の主体性を重視する「寄進地系荘園」論に対し中央政府主導による成立を論じる、いわゆる立荘論60や、「立券」や国務文書についての研究70、荘園制と国制との関連を論じる研究80等が挙げられる。

²⁾ 網野善彦「荘園公領制の形成と構造」(『網野善彦著作集3巻 荘園公領制の構造』岩波 書店、2008 年、初出1973 年)。

³⁾ 中田薫「王朝時代の庄園に関する研究」(同『法制史論集2巻 物権法』岩波書店、 1938年、初出1906年)。

⁴⁾ 小山靖憲「荘園制的領域支配をめぐる権力と村落」(同『中世村落と荘園絵図』東京大学出版会、1987年、初出1974年)、同「古代荘園から中世荘園へ」(同『中世寺社と荘園制』塙書房、1998年、初出1981年)。

⁵⁾ 坂本賞三『日本王朝国家体制論』(東京大学出版会、1972年)、同『荘園制成立と王朝 国家』(塙書房、1985年)。

⁶⁾ 川端新『荘園制成立史の研究』(思文閣出版、2000年)、高橋一樹『中世荘園制と鎌倉幕府』(塙書房、2004年)等。

佐藤泰弘『日本中世の黎明』(京都大学学術出版会、2001年)等。

⁸⁾ 佐々木宗雄『平安時代国制史研究』(校倉書房、2001年)、西谷正浩『日本中世の所有 構造』(塙書房、2006年)等。

論点はそれぞれ異なるが、政治史上では院政期にあたる、11 世紀末~12 世紀に個別の領域を持った荘園・公領から構成される「中世荘園制」が成立したことを指摘している。

中世荘園制の成立期には土地支配の観念にも変化が表れ、土地の支配・用益を表す用語として、「領掌」「領知」「知行」等の語が一般化する⁹⁾。土地をめぐる紛争も増加するが、土地支配を基礎づける本権の表示も国家管理の台帳によった律令制下とは異なる規範が用いられた。その規範として古くから注目されてきたのが、長期経過の事実に対して法的効力を付与する、いわゆる年紀法である。しかし、年紀法の他にも、中世法に通じるような規範意識や、国家の認定によらない多様な土地支配の権原(本権)の観念が表れる。

そのような規範として本稿で注目するのが、土地支配の本権の観念としての「理」「道理」の観念である。多様な権原の生成に伴って裁判手続にも中世的な変化が現れており、規範の変化と裁判手続の変容は密接に関連する現象である。

しかし、上記の諸研究では中世荘園制への転換について精緻な議論がなされているものの、制度の転換に伴う土地所有の観念の変化は十分に問題とされていない。本稿では、中世法の前提をなす平安時代(特に院政期)の土地法の構造について、土地所有における様々な規範の在り方や観念の変化を中心に検討する。Ⅱでは「領掌」「知行」をはじめ土地支配の諸概念を示す法的語彙、Ⅲでは土地支配における権原としての「理」・「道理」の観念、Ⅳでは年紀法の観念、Ⅴでは上記の変化と関連する中世的な裁判手続の形成の問題をそれぞれ扱う。

なお、史料を引用する際、竹内理三編『平安遺文』古文書編〔新訂版・訂正版〕(東京堂出版)は「平」と略記して文書番号を付記する。

Ⅱ 土地支配の諸概念

1 研究史と問題の所在

平安時代中期以降、土地の支配・用益(年貢の収取や土地の管理)を表す用語

⁹⁾ 前近代を通じて最も一般的に見られる用語は「知行」であるため、本稿ではこの語で代表させる。

として、「領掌」「領知」「知行」「進止」「進退」等の語が見られるが、語の持つ 意味や登場する時期には相違が認められる。これらの語は中世に引き継がれるこ とから、古代から中世にかけての土地法の変化を理解する上での重要概念として 注目された。

中田薫氏は領掌・領知・知行を「不動産物権の事実的行使」と規定し、進止・進退は同様の意味を有しながら、人に対する「公法上の支配権」としての意味を持つこともあったと論じた¹⁰⁾。石井良助氏は、「まず『領』という語がこの意味に使用され、ついで『領掌』の語が生じ、やや遅れて、『領知』及び『知行』という言葉が、領掌と同義に使用されるに至った」とし、平安時代には領掌が最も普通の用語であったという。次いで、進止・進退を「処分の権能」を内容とする概念と論じ、用益の事実としての領掌・領知・知行と対比されるものとした¹¹⁾。

他方、牧健二氏は、領掌・領知・知行の持つ「公法的」要素に着目し、「職員令の掌及び知を語源とする律令的法律語」で、政治的及び事務的支配や土地の私有を意味する、大和言葉の「シル」が「知」と「領」で表出されたものとする。それらはともに「権利(本権)の行使」を意味するとし、知行の私的支配の側面を強調する中田・石井両氏の研究との相違が見出される¹²⁾。

しかし上記の研究では平安時代と鎌倉時代の用例が区別されていないため、その後、平安時代の用例に基づく批判がなされる。

井ヶ田良治氏は、所領の私的支配に用いられる領掌・領知に対し、知行には本来的に事務・職務の執行の意識が基礎にあるという。知行は11世紀~12世紀前半には「事務・職務の執行」の意であり、12世紀後半以降、荘務・郡務・国務等の「職」の支配の意味に用いられるのと併行して、田島所領の私的支配を表現する語に転用されたとする¹³⁾。

¹⁰⁾ 前掲註3) 中田論文75~76、92頁及び4章。

¹¹⁾ 石井良助「中世進止考」(『国家学会雑誌』53巻7号、1939年)、同『日本不動産占有論 — 中世における知行の研究——』(創文社、1952年)2章、229頁以下。

¹²⁾ 牧健二「知行の原始段階 — 律令的知行の成立及び本質 — 」(野村兼太郎博士還暦記念論文集『封建制と資本制』有斐閣、1956年)。

¹³⁾ 井ヶ田良治「平安時代の知行について」(清水盛光・会田雄次編『封建国家の権力構造』 創文社、1967年)。

また、梅田康夫氏は、領掌・領知が広義の私的処分に係わっており、進退・進止は使用・収益を本質的な内容とする観念という。「領掌・領知こそが田地の譲与や売買と密接に関係」するとして、石井氏の説を批判した¹⁴。

以下、梅田氏の説を検討する。論点は様々であるが、主張の根拠の1つとされ たのが次の史料である。

【史料1】僧頼禅家地壳券(「東寺百合文書」平1392)

謹解 申-売渡-領地事

合拾陸丈陸尺陸寸響等於器等

(中略)

右件地、元者伊賀大進藤原基家之従レ手、僧頼禅之買得領掌年久、而直依 □ 有=要用_、充=直米拾石絹肆百疋_、壳=与典薬吏生清原市清-已畢、但至=於 本公験-者、依□有=類地-不□能=副渡-、以=此新券文-、為=累代之公験-、可 □ 被=領掌-、仍放-券文-如□件、

> (1098) 承徳二年三月五日 売人僧(花押)

僧頼禅が家地を清原市清に売却した際の売券である。梅田氏は、「売買の根拠および効力は領掌の移転にあるといってもよい」と述べ、「領掌・領知は近代法的な意味での単なる占有ではなく、それは一定の権限に基づく土地の現実的もしくは観念的な支配権として、譲与・売買等に関する私的処分権をも内包していた」とする。領掌・領知が所有と分離された近代法上の占有とは異なって、本権の存在を表示する意義を有していたことは首肯されるものの、領掌自体が「処分権」を内包していたというのは疑問である¹⁵⁾。

¹⁴⁾ 梅田康夫「平安期の進退・進止について」(『金沢法学』32巻1・2号、1990年)。後掲 【史料1】の解釈については、214~216頁。なお、佐々木宗雄「鎌倉時代の進止・知行に ついて」(『文化史学』33号、1977年)によると、鎌倉時代の「進止」は「支配権」や権 門間の支配権の帰属をあらわす場合に用いられる。

¹⁵⁾ 例えば、長治元年(1104)7月20日東大寺八幡宮所司申状(「東大寺文書」平1620)では、訴訟の相手方の「非道領掌」の停止を求めており、「領掌」の事実を認めるものの、土地に対する「処分権」の存在を認めているわけではない。

(94) 一橋法学 第16巻 第3号 2017年11月

上の史料で頼禅が所領を売却できるのは「領掌」の事実のみに根拠があるのではなく、藤原基家からの買得の事実が重要な要素である。買い手の清原市清の領掌も頼禅からの買得に基づくものであり、上の売券は権利の移転を明確にするために作成されたものに他ならない。従って、買得という本権の取得に基づく支配を「領掌」と称していることになる。

他に、保元2年(1157)7月4日僧教厳家地充行状(「大東念記念文庫文書」 平補88)に「僧教厳相伝開発地也、然藤原中子永処分所也」とあり、「領掌」等 の表記はなくとも、「相伝開発地」であることが処分の権原として強調される。 知行の事実も含め、個々の土地の有している属性、すなわち、知行人と土地との 関係性の総体が「処分権」を含めた土地の「所有」を表現している。

前近代社会において土地所有は、観念的・絶対的な所有権によって基礎づけられず、多様な由緒や規範意識に基づいて成立するものであった。訴訟では、権利(物権)の絶対的な有無ではなく、相対的な強弱が争われる¹⁶⁾。

梅田氏が述べるように、進退・進止が「使用・収益」と係わり、領掌・領知が 売買・寄進・譲与等の私的な「処分」に係わる場面で用いられる特徴があること は認めうるが、近代的所有権を構成する要素をこのように分割して考察すること の意義が問われよう。さらに、当該期の土地法において、領掌・領知・知行を正 当に成り立たせる固有の根拠を問う必要がある。これに関して注目されるのが 「理」(「道理」)の観念である。

2 知行と「理」の観念

平安時代の文書には、知行の根拠を「理」「道理」として明示する事例が多数 見られる。これも進退・進止には見られない特徴である。例えば、「若有=河原院 領掌之理_者、従_彼之時_領知也」(長保4年〈1002〉2月19日山城国珍皇寺領 坪付案、「東寺百合文書|平421)、「依」有=旁理-領掌、就中代々伝領」(延久6

¹⁶⁾ 川島武宜『所有権法の理論』(岩波書店、1949年)。ドイツ前近代法のゲヴェーレの持つ同様の特徴は、同「所有権の『現実性』――『観念的』所有権との対比において――」 (『川島武宜著作集7巻 所有権』岩波書店、1981年、初出1942~1944、1959年)361頁参照。

年〈1074〉7月6日当麻三子所領売券、「東南院文書」平1098)、「件御厨義国雖 $_{\lambda}$ 有 $_{\Xi}$ 領知之理 $_{-\lambda}$ 故利光神主同 $_{\Xi}$ 意家網 $_{-\lambda}$ 、 $_{\Xi}$ 不 $_{\Xi}$ 引 $_{-\lambda}$ (永暦 2 年〈1161〉5月1日 官宣旨案、「久志本常辰反故集記所収」平4784)等とあるように、「領掌」は「理」そのものではない。土地支配とその根拠は分離して観念されており、いずれも「理」の語によって「領掌・領知の根拠・権原」を問題としていることが明らかである。

研究史上、土地支配の権原(本権)を示す語としては、史料にも多く見られる「由緒」の語が用いられてきた。中田薫氏は知行由緒を「知行の権原」として、相伝(譲与・処分・相続)、開発、恩給、年紀等を挙げた¹⁷⁾。また、石井良助氏は、「由緒」を知行の「主観的要素」を構成する「不動産物権の取得原因」と規定し、「諸国庄牧任-相伝理-、令-知行-者例也」と記す治承3年(1179)8月22日官宣旨(「東寺百合文書」平3885)を挙げ、この場合、「相伝」が「由緒」であると述べた¹⁸⁾。しかし、「理」が付されていることの意味について言及はない。次のような史料も見られる。

【史料 2】安元元年(1175)8月日右近衛府牒(「桑幡文書」平3705)

(上略)府加=覆審→、□申有レ実、任=先例→早被レ留=家道并重綱乱行→、早被レ停=止国吉田畠相論之妨→、元光如レ本任=先祖相伝理→、令レ領=知件田畠→、且任=先例并宣旨同代々証文等理→、可レ知=行牛屎郡司職→之状、依= 大将宣→、牒奏如レ件、以牒、

相撲人大秦元光が田畠と郡司職への妨害停止を訴えた際の右近衛府の判決文書

^{17) 「}知行の権原を由緒と称した(中略)これは通常は財産移転の権原たる相伝(譲与・処分・相続)買得及び質券(質流)の三者である。(中略)蓋しこれを以て知行の由緒となす所以は、それが権利移転の最普通の権原であるからである(中略)知行由緒は通常相伝・買得・質券の三権原であつたが、しかしこれ丈に限られたのではない。此外開発・恩給・和与(和解)・寄進等もあり、又年序もその一であつた」(中田薫「法制史漫筆6知行由緒」〈同『法制史論集3巻下債権法及雑著』岩波書店、1943年〉)。『日本国語大辞典[第2版]』(小学館)は、「物事を行なうとき、その正当性の裏づけとなる事柄。行動の根拠。特に中世、所領諸職を知行するいわれ」とする。

¹⁸⁾ 前掲註11) 石井著書34頁以下。

である。井ヶ田氏が「知行」と「職」の結び付きを示す史料として挙げたもので、 氏は「田畠の領知と郡司職の知行をわけるのみでなく、領知の権原は先祖相伝理 であり、知行の権原は、先例と宣旨、代代証文の公験であるとしている」とし、 「理」を「領知」「知行」の「権原」とみなしている¹⁹⁾。

「由緒」の用例は平安時代には「理」のそれと比較して少ない。双方が用いられた事例として、康治2年(1143)8月19日太政官牒案(「安楽寿院古文書」平2519)に「件庄八箇所、領主等或領掌年尚、或相伝有」理、各注_由緒_、寄_入院家_、仍任_公験理_立券畢」とある。領主が長期間知行し、正当に「相伝」(承継)した荘園について、その「由緒」を記し、安楽寿院に寄進したことが記され、(その由緒に示された)「公験理」に基づいて立券したという。「由緒」は具体的な事実・由来・文書等を示すのに対し、「理」はこの場合、立券を成り立たせる根拠を示す概念として用いられている。言い換えれば、「理」が(その当座の)正当性を表示するのに対して、「由緒」は、それを根拠づける「証拠」に近い意味で用いられている。

以上のように、「理」は権利主張や裁判等における認定の根拠を示す語として 用いられたが、先行研究では平安時代の「理」の全体は論じられていない。以下 では、権原(本権)としての意味をも有した「理」について考察する。

Ⅲ 「理 |・「道理 | の観念

1 「理」・「道理」の一般的用法

中世社会において「理」(「道理」とも。以下同様)²⁰⁾の語が普遍的な正義や規範を表す語として用いられたことはよく知られている。「道理」に基づく歴史叙述を謳う『愚管抄』や、「道理」に基づく立法とされた「御成敗式目」等に見られる「道理」の観念については、歴史学・法制史学だけではなく、宗教学、倫理学、思想史学等、様々な分野から研究が蓄積されてきた²¹⁾。法制史学の近年の

¹⁹⁾ 前掲註13) 井ヶ田論文16頁。

^{20) 「}道理」の語が多く用いられる鎌倉時代に対し、平安時代には「理」の用例が多いため、本稿では「理」の語で代表させる。

研究では、新田一郎氏が「公平」「正義」を表すとされてきた「道理」の規範としての意義を大きく見直す見解を提示している。すなわち、氏は、「『道理』とする言明そのものは、具体的な内容を持たず、判断の実質に関わる根拠を、他の判断をさしおいて与えるものではない」「主張の数だけ『道理』が存在しうる」とした上で、「道理」は「法的事実」とは区別される、「『ナマの事実』についての温情ある顧慮を求めるもの」とし、「道理」の沙汰を権門内部の「親疎」によらない、「諸権門と鎌倉幕府との関係の構造に立脚したもの」としている²²⁾。

しかし、上記の研究は鎌倉時代前期の検討が中心であり、その前提をなす平安時代の「道理」についての検討がなされていない。貴族層の意識については、龍福義友氏が貴族の日記を素材に、その思考・行為の基準・規範が、平安時代中期には「先例」・「故実」を中核として概念構成される《例》であったが、末期には「道理」・「理」に代表される、「ことがらの本来的性格に基づく論理的要請」である《理》に変化すると論じた²³⁾。また、除目は「道理」によって行われるべきとの貴族層の意識について曽我良成氏の研究²⁴⁾がある。

²¹⁾ 牧健二「御成敗式目と道理の意識」(『法学論叢』39巻2号、1938年)、田村芳朗「日本中世における道理の観念――道理法爾と自然法爾――」(『田村芳朗仏教学論集1巻 本覚思想論』春秋社、1990年、初出1965年)、佐藤正英「中世における道理――『愚管抄』を中心に――」(金子武蔵編『日本における理法の問題』理想社、1970年)、辻本弘明「武家社会の規範――『道理』と『不論理非』――」(同『中世武家法の史的構造――法と正義の発展史論――』岩田書院、1999年、初出1974・1975年)、相良亨「日本人の道理観」(『相良亨著作集5巻 日本人論』ペりかん社、1992年、初出1983年)、竹下賢「道理と法の支配――比較法思想史的な一素措――」(『関西大学法学論集』41巻5・6号、1992年)、菅野覚明「武士の倫理と政治――中世の『道理』をめぐって――」(苅部直ほか編『日本思想史講座2 中世』ペりかん社、2012年)等。「御成敗式目」における「道理」と公平・正義との関係については、水林彪「近世的秩序と規範意識」(相良亨ほか編『講座日本思想3巻 秩序』東京大学出版会、1983年)、同『天皇制史論――本質・起源・展開――』(岩波書店、2006年)注 36、等参照。

²²⁾ 新田一郎「日本中世の紛争処理の構図」(歴史学研究会編『紛争と訴訟の文化史』青木書店、2000年)78頁、同「社会的『決定』の手続と『法』――《例》の作用をめぐって――」(院政期文化研究会編『院政期文化論集1巻 権力と文化』森話社、2001年)92頁以下、同「道理」(山本博文編『歴史学事典9巻 法と秩序』弘文堂、2002年)、同「律令・式目――『法』テクスト注釈の非『法学』的展開――」(前田雅之編『中世の学芸と古典注釈』竹林舎、2011年)等。引用は、「道理」441~442頁。

²³⁾ 龍福義友『日記の思考――日本中世思考史への序章――』(平凡社、1995年)。

²⁴⁾ 曽我良成「除目の『道理』」(『名古屋学院大学論集 人文・自然科学篇』27巻1号、 1990年)。

(98) 一橋法学 第16巻 第3号 2017年11月

しかし、平安~鎌倉時代により広く用いられるのは土地支配やそれをめぐる紛争の際の「理」「道理」である。「理」は貴族層のみではなく、社会的に広く共有された観念であって、所領経営に携わる在地領主・荘官、百姓層や、彼らの紛争の裁許を行う各裁判機関等の意識・観念としても見られるものである。

この問題についての専論は見られないので、まず、辞書の記述を確認したい。 『日本国語大辞典』〔第 2 版〕(小学館)の「どうり【道理】」の項 25 に次のような説明がある。

- ① 物事のそうあるべきこと。当然のすじみち。正しい論理。
- ② (形動) すじが通っていること。当然であること。もっともであること。
- ③ 訴訟で、自分の側を正しいとする主張。
- ④ それぞれの分野での正しいあり方や筋道。ある事柄に関して正当性があること。その事柄を表わす語の下に添えて、「…道理」の形で用いられることが多い。
- ⑤ 特に、文書に明証があること。「文書道理」と熟することが多い。
- ⑥ 人間として守らなければならない道。

本稿の検討にとって重要なのは、発生した時期も古いとされる①と、現代語との相違を述べる④の用法である。

①は普遍的な正義や規範を意味する用法である。早い用例としては、『続日本紀』養老2年(718)4月癸酉条等が挙げられ、奈良~平安時代の格式の中にも用例が多く確認できる(『類聚三代格』・『政事要略』等)。なお、平安時代に同様の意味を持つ語として、「理致」26)・「正理」等27)の語もある。

土地制度に関係する用例は、冒頭で述べた荘園制の段階に応じて次のような局面で見られる。

^{25) 『}日本国語大辞典』の「理」の項目に下記と同様の記述はない。

^{26) 「}理致」は、諸橋轍次『大漢和辞典』(大修館書店)によると、「道理に適った趣。すぢ みち。わけ」の意味で、『晋書』王祥伝、『顔氏家訓』等に用例がある。

^{27) 「}憲法 | 「正道 | といった言葉も同様の意味を持つ言葉である。

A 租税・課役の免除

官省符や「基準国図」に基づく免除領田制関係の史料等に見られるものであり、 天徳4年 (960) 8月25日東寺符案 (「東寺百合文書」平274) は、東寺が成願寺からの訴えに基づいて伊勢国大国荘司に課役の停止を伝える文書だが、「(成願寺 牒状)『任レ理被レ判レ免』者、所レ仰如レ件、庄司宜三承知行」[之]、於三坪付一、任レ理可三免除一」とある。東寺は、施入された土地であるとの成願寺の主張を「理」と認めて免除する。

他に、仁安 2 年(1167)閏 7 月 17 日興福寺領河内国若江荘田堵等解(「興福寺本信円筆因明四相違裏文書」平 3429)には「早任-道理-、被レ停-止非道之役-者、将レ仰-正道貴事-矣」とあり、国衙の不当な(先例に背く)課役の停止が「道理」に適う処置であると訴えている。

B 荘園の立券

承保3年(1076)9月10日大和国高市郡司刀禰等解案(「東大寺文書」平1134)に「任上次第公験調度文書理」、在地郡司諸郷刀禰等、任上道理上立券言上如上件」とある。立券は「道理」に基づいてなされた。但し、立券の場合には、この文書でも見られるように、「公験」・「相伝」等の「理」に基づいて行うと記述される場合が多い。この点は後述する。

C 裁許

相論において、当事者が自らの主張を「道理」と主張する事例が多数見られる。例えば、承保3年(1076)5月25日官宣旨案(「東寺文書」平1131)が引用する東寺の解状には「為=延暦寺末寺-年月何比哉、仍官省符并寺牒案文、謹以進上、望=請官裁-、任-道理-、被-裁許-」とある。応保3年(1163)3月日大和国宇陀郡神戸検校玉造有里解(「陽明文庫所蔵兵範記仁安二年十十一月巻裏文書」平3252)には、軍兵を率いて住宅に打ち入った相手方を訴える際に、「就中有=道理-者、任-憲法-可」致=沙汰-之処ニ、偏巧□□相=具随兵-」等とあり、「理」に基づく訴訟等と自力救済とが対比されている。「理」の主張・認定は刑事裁判の裁定において用いられる場合も見られる28)が、ほとんどが土地をめぐる裁判の

(100) 一橋法学 第16巻 第3号 2017年11月 事例である。

D 「職」への補任

「職」への補任の際に「道理」が根拠とされる場合である。

寿永 2 年 (1183) 9 月 27 日後白河院庁下文案 (「仁和寺文書」平 4107) に、「令、寄_進法金剛院御領_畢、仍任_道理_、被、補_任預所職_之処」とある事例等が見られる。

以上、普遍的な正義や規範を表す「理」・「道理」の用例を見たが、免除・立 券・裁許・補任等における権力の判断の規準・準則として用いられている。「理」 の観念にはこうした一般的な用法に加え、具体的な内容を有する用例が存在する。 次に、それらの用法を検討する。

2 土地支配における「~理」・「~道理」(個別的用法)

前掲の『日本国語大辞典』は④の用法に関して、「この語は、古くは正当性の基準をかなり具体的に持つことがあった。たとえば、除目における『道理』の場合、才能・芸能・栄華・年労・戚里といった、人事の基準を示すものであって、一般的・普遍的な正当性を示すものではない。従って、一般的・普遍的には不当と思われることでも、個々の分野の基準としては『道理』になり得るわけである」と説明する²⁹⁾。

本稿で注目したいのは、領掌・領知・知行について、個々の基準として、「~ 理」・「~道理」と表記される、「理」・「道理」の用法である。

事例は、「文書道理」とある寛弘8年(1011)の法務大僧正雅慶房帖案(「東大寺文書」平460)を初見とし³⁰⁾、11世紀半ば以降、多くの事例が確認できる。「申状之理」「領知之理」といった用例は除き、『平安遺文』古文書編に収録された170例程の事例を一覧にしたものが末尾の【表】である。

²⁸⁾ 天喜 4 年 (1056) 4 月 23 日東大寺所司大衆等解案 (「東南院文書」平 795)、仁安 4 年 (1169) 2 月日興福寺僧基暁解 (「興福寺本信円筆因明四相違襄文書 | 平 3497) 等。

²⁹⁾ 同一の内容を記す前掲註24) 曽我論文も参照。

これによると、「理」が問題とされる事項は、立券、譲与(譲渡)、免除、弁済、補任、訴訟・裁許、証判、認可、注進(勘文・問注・実検)等であり、所領所職をめぐって、訴陳状や判決文書をはじめとする訴訟関係文書の中に現れることが大きな特徴である。所領紛争の問題が「理」の観念の生成・展開と密接に関わる点を強調したい。

朝廷の訴訟の場をはじめ本所や在地領主層の法廷でも用例があり、畿内近国だけではなく、中国・九州・関東での事例も見られる。階層も荘園領主から在地の農民層も含めて広汎である。対象地は、荘園全体の領有に関するものから、郷・別符といった単位、田畠や開発地まで幅広く、官物・臨時雑役や加地子、荘園所職や寺院の別当職等も対象に見え、当時の所領をめぐる相論一般で「理」「道理」が問題とされていたと言えよう。

【表】の番号(No.)と史料を示しながら、内容を分類すると以下のようになる。

A 「公験」の「理」

「田地領掌之道、以二公験—為」本」(No. 63 等) なる周知の法諺が象徴するように、平安時代には、土地所有を文書の所持によって表示する「文書主義」の観念³¹⁾ が存在していた。

「公験」は国家発給文書や土地の公的な認証文書等を意味する。奈良時代には 国司が発行する墾田の開発許可証であり、10~11 世紀には官省符・資財帳、国

³⁰⁾ 菅野文夫「中世的文書主義試論 — 中世土地証文の成立に関する一考察 — 」(『岩手大学教育学部研究年報』50巻1号、1990年)11頁。菅野氏は文書の所持が土地所有において決定的な意味を持つ「理」に高められた点に注目している。なお、承和11年(844)11月26日河内龍泉寺資財帳写(「春日神社文書」平補248)に「宗岡公重任_公験相伝之理」、田地領掌勤=行寺務-」とあるのが『平安遺文』の収録文書中の初見だが、他の事例と比較して際立って古く、当時のものとは考えがたい。『平安遺文』編者も「本書検討を要す」と付記している。

³¹⁾ 山田渉「中世的土地所有と中世的所有権」(1983年度歴史学研究会大会報告『東アジア世界の再編と民衆意識』、1983年)、菅野文夫「本券と手継――中世前期における土地証文の性格――」(『日本史研究』284号、1986年)、上杉和彦「中世的文書主義成立に関する一試論――国司庁宣の副状について――」(同『日本中世法体系成立史論』校倉書房、1996年、初出1987年)、西谷地晴美「中世的土地所有をめぐる文書主義と法慣習」(同『日本中世の気候変動と土地所有』校倉書房、2012年、初出1989年)、前掲註30) 菅野論文、等。

(102) 一橋法学 第16巻 第3号 2017年11月

判、国郡刀禰判等、「公的機関の承認を得た証験」として、坪付または坪付四至 を有した。これらは国家管理の台帳ではなく、土地所有の認定を受ける側が保持 する証文である³²⁾。

11世紀後半以降、「公験」という「理」に基づいて、立券や、返付・妨害停止の裁許等が行われている。事例を挙げたい。

【史料 3】康平 2 年 (1059) 7 月 27 日大宰府政所下文案 (№ 12) 「在御判 |

政所下 左郭司

 $\bar{\kappa}_{\nu}$ 令 $_{\tau}$ 任 $_{-}$ 流記帳公験理 $_{-}$ 、觀世音寺領 $_{\perp}$ 掌学校院東小路東地二段事、 右、権中納言兼中宮権大夫都督藤原卿宣、件地二段、観世音寺与 $_{-}$ 学校院 $_{-}$ 互

成_相論_、仍令\此_校両方公験_之処、学校院公験以_天禄四年四月十日_立_ 焼亡日記状_注載云、四至東限_松埼小溝_者、観世音寺公験以_寛平五年十一 月一日_付_朝集使_進\官資財帳也、為_流記帳_尚以置\之、其状注_載四至、 西限_松岳并学校東小道_者、計_其年限_寛平以降天禄以往隔_八十箇年_、但 以_去長曆二年_成_相論_之日、観世音寺依\不\進_寛平流記帳_、彼時学校方 給_下文_云々、今比_校件流記帳_、前後勝劣非_一同論_、然則任\理以_観世 音寺_永可\令_領掌_之由下知者、所\仰如\件、宜_承知、依\件行\z之、

> 権大監豊島真人在判 (以下、署判・日付は略す)

学校院東小路東地2段をめぐる観世音寺³³⁾と学校院の相論に対する大宰府の裁 許状である。両方の「公験」が「比校」され、観世音寺は、寛平5年の「流記 帳」を提示し、学校院は天禄4年の「焼亡日記状」を提示した。判決は、観世音 寺の有する「公験」の「理」に基づき(「任-流記帳公験理」)、その領掌を認可

^{32) 10~11} 世紀における「公験」の意味や機能の変化については、佐々木宗雄「平安中期の土地所有認定について」(同『日本王朝国家論』名著出版、1994年、初出1982年)参照。

³³⁾ 観世音寺については、九州歴史資料館編『観世音寺 考察編』(吉川弘文館、2007年) 等を参照。

する内容である。双方の「公験」を「比校」とあるので、「公験」は相対的な効力を有するにすぎず、一義的に権利関係を表現する文書ではないと言える³⁴⁾。

【史料 4】 関白左大臣家政所下文案 (No. 17)

関白左大臣家政所下 大和国高市郡司并在地刀禰等

可_下早使者共弁_三決彼此相論_一、任_二本公験并処分帳理_一、立券進_上越後権守業房朝臣訴申所領喜殿庄田畠山野等事、

在高市郡

副=下本公験并処分帳及女子領四至注文等-、

使案主当麻助親

右、業房朝臣今月三日解状偁、件庄田畠山野等元者故肥前守源朝臣頼房所領也、而去延久六年八月之比、相=副本公験条里坪付等_、所、充=給女子并業房等_也、随則任=処分帳_、擬=領宰_之処、件処分田畠等入=交女子之分_、成=相論_者、被、下=遣政所 御使_、在郡司等相共、任=本公験并処分帳_、被=礼定給_者、将、断=相論_者、所、仰如、件、在郡刀禰等承知、任=公験理_、早令=立券進_、公験有、限、不、可=阿容-、故下、

承保三年九月三日

案主中臣近季

(以下、署判略す)

これによると、延久6年8月頃に源頼房は業房と女子に公験等を副えて所領を譲与したが、所領が複雑に入り組んでいた。業房は「本公験并処分帳」に基づく立券を訴え、関白左大臣家政所は「本公験并処分帳理」・「公験理」によりそれを郡司・刀禰等に命じている。9月10日にこの下文が到来したことが大和国高市郡司解によって報告され(案、「東大寺文書」平1133、No.17)、同日付の高市郡司刀禰等解(案、No.18)で女子分と業房分の立券がなされた(「任-次第公験調

^{34) 「}公験」を「相対」といった表現は、この史料以前にも、正暦2年(991)3月12日大和国使牒(「東南院文書」平347)や、「件田畠者、元慶三年絵図并田籍之面、既注_珍皇寺所領之由-、若可」在二河原院領掌之理-、可」対-検所帯公験-」とする長保4年(1002)2月19日山城国珍皇寺領坪付案(「東寺百合文書」平421)等に見られる。

(104) 一橋法学 第16巻 第3号 2017年11月

度文書理-」)。この事例では、「公験」に加えて、「処分帳」が認定の根拠である。 「公験」の「理」は、荘園領主(本所)の保有する荘園の知行認可・裁許や立 券等、高次の所有を根拠づける際に用いられることが多い。「公験」の実体は、 「代々国判」(No. 27)をはじめ、栄山寺領の官省符(No. 52)や東寺領大山荘の承 和12年(845)の官省符(No. 55)等が見られる。

しかし、以上のような「公験」の「理」の主張・認定は11世紀には多く見られるものの、12世紀以降、減少していく。それに伴い様々な内容を持つ「理」が見られるようになる。

B 「文書 |・「証文 | の「理 |

12世紀以降の文書には、「公験」の「理」に代わり、「文書」や「証文」の「理」といった表現が一般的となる。むろんそれらが「公験」を含む場合もあるが、それを「公験」の「理」と呼ばないことにこれ以前とは異なる状況があると思われる。

【史料 5】藤原太子解(No. 143)

「任₋文書之理₋、可_レ耕₋作之₋、 (字性公通) (花押) |

藤原太子解 申請 御館御裁事

請_\被_\殊蒙_\ 鴻恩_\、任_\次第証文理_\、裁定_\肥前国杵嶋北郷大町宮御領 福面村田畠子細状

副准

本公験五通

沽券一通

右、謹検=案内-、於=件田畠-者、本公験等去仁平二年正月廿七日買得之後、令=領掌-之間、親父故執印通良不慮之外、令=死去-畢、其後如レ本可レ致=沙汰-之処、或成レ恐或致レ悲間、忘=此沙汰-、所レ送=年序-也、而於レ今者、雖レ為=狭少之所レ知、依レ令レ帯=公験-、所レ令=言上-也者、自レ昔至レ今、田畠領掌之道、以=公験-為レ先、然者幸遇-正直之御務-、乍レ持-証文-、盍訴=申

此由-哉、尤可、有- 御景迹-而已、望-請 鴻恩-、任-解状-、早有- 御裁 定-者、弥仰-憲法之貴-知-道理之不、空矣、仍勒-在状-、言上如、件、謹解、 (1-1-6-7-) 仁安二年四月 日 藤原太子

宇佐宮領の肥前国杵嶋北郷大町宮御領福面村田畠について、「次第証文」という「理」に基づき耕作権を訴える藤原太子の解である³⁵⁾。太子は、仁平2年に買得し、父藤原通良が平治元年(1159)に反乱を起こして死去した後は沙汰をせず経過した(「送_年序」」)が、公験を所持しており、現在は好機(「幸遇」正直之御務」)であるので裁定を得たいと述べる。訴えを受けた宇佐宮大宮司の宇佐公通は、外題に花押を据え、太子の所持する「文書之理」に基づいてその耕作権を認めた。

この史料について上横手雅敬氏は、「無沙汰のままで年序を送った太子が、その理由によって所領を失うことを恐れて申請したもの」で、「年序は土地領掌の証拠としては、公験と同等またはそれ以上の効力をもちはじめていた」と述べた 36 。たしかに太子は沙汰をせず年月が経過した事情を述べ、「景迹」による裁定を求めており、年紀による権利の喪失を懸念してはいるが、太子の主張と宇佐公通の判断はむしろ「本公験」「沽券」という「公験」・「文書」の所持を重んじたものである 37 。

「文書」「証文」の示す対象は様々であり、「次第文書」が譲状や処分状(No. 94)、「文書」が「度々官符宣旨」(No. 110)、「証文」が譲状(No. 121)をそれぞれ示す事例が見られ、固有の文書に「理」を付ける事例(「依-大殿政所下文理-」、No. 58)もある。

これらは、権力の認可に基づく本権の表示の一元性がなくなった段階において

^{35) 【}史料5】については、『太宰府市史 中世資料編』5号の解説も参照。

³⁶⁾ 上横手雅敬「鎌倉幕府法の性格」(同『日本中世国家史論考』塙書房、1994年、初出 1960年) 36~37頁。

³⁷⁾ 吉田徳夫氏も上横手氏の解釈を疑問とし、「『伝領有実』の文言から年紀を経た知行の正統性の主張を読みとることは適当ではなく、由緒をもつ知行の正統性を読みとるべき」と述べるが(「知行年紀制と文書年紀制」〈『ヒストリア』108号、1985年〉20頁)、この史料に「伝領有実」の語はなく、前後の文章の関連は不明である。

(106) 一橋法学 第16巻 第3号 2017年11月

各種の文書の示す「理」が当該訴訟において有効な知行の根拠として主張・認定 されたものと考えられよう。

C 「相伝」の「理|

「公験」の「理」の減少に伴い、譲与・売買等による権利の取得を意味する「相伝」³⁸⁾の「理」の用例が増加する。「相伝」の語は平安時代初期から朝廷の法制用語として見られる³⁹⁾が、先述した石井良助氏の提示した史料(「諸国庄牧任-相伝理-、令-知行-者例也」)が示すように、知行の「理」として一般的に用いられた。「相伝」は譲与・取得を意味することが多い。荘園公領の知行に関わるものから、小規模の田畠や開発地についても「相伝」が主張・認定された。

「相伝」については、吉田徳夫氏の研究があり、相伝を「道理」とする動向において、世襲的所有を特徴とする私領が成立し、さらに寄進契約の中においては寄進主側に子孫相伝権が留保され、譲与に基づいた土地所有の形態が平安末期に確立したとする40。

以下ではこの指摘を踏まえ、「相伝」と「理」の関係を中心に検討する。問題とされる事項や対象地は様々であるが、11世紀には、立券の事例が多い。伊賀国名張郡の箭川(矢川)荘の事例では、僧都覚源房が「前相伝文書之理」に基づいて立券を申請し、伊賀国衙に認められている(No.4)。その後、この矢川と中村41)をめぐり、領主の藤原保房と国司藤原清家の相論が起きる。判決文書から双方の主張と判決内容を見たい。

【史料 6】応徳元年(1084)3月22日官宣旨案(No. 32)

(藤原保房の「奏状」)

^{38) 「}相伝」の意味については、新田一郎「『相伝』 — 中世的『権利』の一断面 — 」(笠 松宏至編『中世を考える 法と訴訟』吉川弘文館、1992 年)参照。

³⁹⁾ 承和6年(839) 閏正月25日太政官符·延喜2年(902)3月13日太政官符(『類聚三代格〈新訂増補国史大系〉』〈吉川弘文館〉607~609頁)等。

⁴⁰⁾ 吉田徳夫「職相伝の研究」(『法制史研究』33号、1984年)。

⁴¹⁾ 伊賀国名張郡矢川・中村の支配や伝領については東大寺領黒田荘の研究と関係して多くの蓄積がある。以下、新井孝重『東大寺領黒田荘の研究』(校倉書房、2001年)等を参照。

件二箇庄、元者当麻三子先祖相伝之領所也、故薬師寺別当隆経従=三子之手-所=買得-也、随則彼時国司藤原朝臣親房立券与」判畢、在地郡司刀禰等証署文以炳然也、其後領掌之間、敢無=他妨-、然間、隆経卒去之刻讓=与於保房-又了、保房依」為=隆経同母弟-也、次第相伝之理、敢無=疑殆-、於」是当任国司初任以後、以=件庄-恣成=別保-、不」令」知=本主-、謂=其所為-、全無=理致-、官物租税之外、何妨=領主之進退-哉、(中略)望=請天裁-、任-公験理-、被」下=宣旨-、永停-止国司妨-領=掌件庄-、

(国司藤原清家の「陳状」)

件処是数代之間為=公田-、勤=仕国役-、専不」可」得=庄号-、称=庄園-者、依=公験相伝、数代免判、証拠分明-、所□之号也、(中略)就中、新制官符者、縦雖」有=数代之免判-、或雖=寬德以前之庄園-、有」妨=国役-之日、須」随=停廃-也、況乎件所更無=数代之免判-、専不」可」得=庄号-、又清家初任以後、為=別保-之由、是尤無」実也、(中略)件文書等、是非=手次之公験-、又非=証験之文-、(中略)爰検=件文書等之体-、全非=国郡之立券-、是可」謂=不分明之文書-、田畠領掌之道、可」依=公験之証拠-者也、(中略)然則縦若雖」有=慥公験-、依」有」妨=国務-、尤須」随=停止-、何況全無=指公験-、相伝理不=分明-、

(判決)

件所領、宜〒仰=彼国-、令申保房領=掌、但於=官物-者、弁=済国掌-、

藤原保房の訴えによると、矢川・中村は、当麻三子(藤原実遠の孫)の先祖相 伝の所領であり、薬師寺別当隆経が買得し、当時の国司藤原親房が立券・承認し た荘園である。隆経が死去する際に同母弟の保房に譲与し、「次第相伝之理」は 疑いないところだが、現任の国司藤原清家が別保にする等の妨害を起こしており、 「公験理」に基づく停止を訴える。

これに対し国司藤原清家は、数代の国司免判を得た土地が荘園であるとして、保房の所持する証文の効力を否定する。さらに、国役・国務の妨げになる場合、「公験」を所持していても荘園を停止すべきである。まして保房の証文は公験には値せず(「非_手次之公験_、又非_証験之文_」「非_国郡之立券」)、「相伝理」

も明らかではない等と反論する42)。

判決は保房の領掌を認可し、官物の国衙への弁済を命じる⁴³⁾。判決理由は文書に明記されていないが、「公験」の所持と、本主から正当な譲渡を受けたという「相伝」の「理」が決め手であったと推測される。

というのも、上の判決の2年前の永保2年(1082)12月にも陽明門院庁下文 案(No.28)で保房の訴えを「理」とし、国司の妨害停止が命じられており、そ の際は、「所帯公験并国司庁宣調度文書等理」に基づいて保房の知行が認められ ているからである。この裁許と同様に「公験」を正当な譲渡によって受け継いだ ことが重視されたと考えられる。

また、「代々相伝之理」等を主張する嘉応元年(1169)の伊賀国黒田荘杣工安倍三子解(No. 147)には「相伝既渡上於三代」、年序又及三五十年」也、但於三調度文書等。者、為二盗人一被二取失。畢、其旨在地顕然乎、爰貞成俄称、有二旧文書、、度々雖、令、言三上子細。」とあり、「相伝」を示す「調度文書」は盗まれたという。しかし、三子が「道理」である旨、すなわち「相伝」という事実を荘官らが起請しており、「相伝」の「理」は書証がなくても人証により主張されうるものであった。

次いで、武士関係の事例を見たい。中世武士の所領支配において「先祖相伝」が重視されたのは言うまでもないが、平安時代末にはそれを「理」とする事例が見られる。

【史料7】島津荘別当伴信明解(No. 166)

「於_件山田村_者、任_相伝之理_、可」令」領_掌信明_之状如」件、 前越中守平(花押)」

⁴²⁾ 吉田徳夫氏は、「土地所有上の道理には公験と相伝との二つがあり、ここでは各々がその一つずつの道理を主張している」と述べるが(前掲註40)論文71頁)。保房は「相伝」の「理」に加え、「公験理」もあわせて主張しているので、適切な解釈ではない。

⁴³⁾ 佐々木宗雄氏によると、「官物」は12世紀以降、荘園領主に納める税の意味をも持つようになるという(「院政期の国家と権門 — 荘園公領制の成立 — 」〈前掲註8)著書〉253 頁以下)。この事例では国衙に納める税の意味である。後白河上皇の時代には、矢川・中村をはじめ名張郡の東大寺領出作新荘は不輸の所領とされ(承安4年〈1174〉12月13日後白河院庁下文案〈№ 154〉)、領域的支配が行われるようになる。

島津御庄別当散位伴信明解 申請 留守所裁事

請」被示殊任=且解状之旨-、且依=先祖相伝之理-御裁許」、御庄御領薩摩国 薩摩郡内山田村者、信明先祖相伝之所領也、然不慮外信明父信房時、同 国佳人忠景企-無本-尅、被-押領取-以後、不-領知-不当愁状、

右、謹検_案内-、件所領者、信明先祖相伝所領也、然代々領掌間無=他妨-、随無-異論人-、然薩摩国住人故忠景、企=無本-、権門御領云御庄国衙召物云、押取尅、忠景舎弟忠永件所領押取間、(中略) 恣押領条、言語不、及事也者、恩裁被、停-止兼宗非道沙汰-、依-先祖相伝之理-、為、被-御裁判-、子細言上、以解、

寿永二年八月八日 別当散位伴信明^上

伴信明は押領を受けている山田村の保全を「先祖相伝之理」に基づいて薩摩国 留守所に訴えた。押領の当事者とされる兼宗は弁済使職の人物である。外題を見 ると、留守所が「相伝之理」に基づいて信明の知行を認めている。

寺院では師弟間の相続について、「相承」・「付属」等の語が用いられる。久安 4年(1148)2月29日僧信慶譲状(「関戸守彦氏所蔵文書」平2642)に「件院家 者、大僧都経救所=結構-也、(中略) 所、付=属信慶-也、次第相承、付属有、限矣、 五代相伝之間、領掌無、妨、仍相=副代々文書-、所、譲=与大法師覚長-如、件」と あり、僧信慶は経救以来、「次第相承」「五代相伝」であるとした上で覚長に譲与 した。前主から譲与を受けたことが領掌・処分の根拠である。

D 権利の移転・譲渡文書の「理」

「相伝」に近いものだが、前の権利者から正当な手続を経て譲渡を受けたことを示す文書を「理」とする場合がある。例えば、「処分之文」(No. 14) は処分状、「寄文」(No. 93等) は荘園寄進の際の寄進状、「文契」(No. 159) は譲渡文書、等の事例が見られる。

E 「譜第」の「理」

「依_譜第理_、補=任箕曲郷人長職_」(No. 120) のような用例が見られる。「譜

(110) 一橋法学 第16巻 第3号 2017年11月

第」とは、『日本国語大辞典』に「②一つの家系で、代々ある地位・職業・技芸などを継ぐこと。また、その家柄。世襲」とある。「譜第」を「理」とする事例では、その対象に、「木津木屋預之職」(No.6)、「郡務」(No.36)、「下司職」(No.123)とあるように、「職」の補任や補任の申請の際に多く見られるのが特徴である。代々その職を務めた家系の者を補任することが「理」とされる。

F 「嫡子 |・「嫡々 | の「理 |

相続人の地位を示す「嫡子」は、蔭位を中心とする出身法と財産相続法に関して律令の中に規定がある。中国の嫡子制は単独継承の原理と嫡系継承の原理の二要素があり、日本律令はこれとは異なる特徴を示しながら、子孫優先制と長子優先制を原則とすることで、「イへ」の創出を先取りしたと言われる⁴⁴)。

11世紀後半以降、「嫡子」による所領相続を「理」とする表現が見られる。

【史料 8】安芸国惣判官代藤原頼方譲状(No 22)

譲与 三田・風早両郷

散位藤原朝臣頼成

右、件両郷、以=嫡子之理-、且所=譲与-、如レ件、 (1078) 承暦二年十月三日

物大判官代藤原朝臣(花押)

大介源朝臣(花押)

藤原頼方が三田・風早両郷を嫡子の頼成に譲与した際の文書である。文書の奥には安芸国司源俊輔が署判しており、譲与を承認する意味を持つ。この史料は安

⁴⁴⁾ 吉田孝「律令時代の氏族・家族・集落」(前掲註1) 著書) 167 頁以下。令に規定された 嫡子制については、義江明子「日本令の嫡子について ―― 戸令応分条の再検討のために ――」(同『日本古代の氏の構造』吉川弘文館、1986 年、初出1980 年)、中国の嫡子制については、滋賀秀三「『承重』について」(『国家学会雑誌』71 巻8 号、1958 年)、平安時代以降の嫡子制については、中田薫「中世の家督相続法」(同『法制史論集1巻 親族法相続法』岩波書店、1926 年、初出1918 年)、石井良助「長子相続制」(同『法制史論集5巻 日本相続法史』(創文社、1980 年、初出1950 年)、高橋秀樹「中世的『家』の成立と嫡子」(同『日本中世の家と親族』吉川弘文館、1996 年、初出1991 年)等を参照。

芸国高田郡の在庁官人で郡司の藤原氏に関する研究で注目されてきたものだ⁴⁵⁾が、ここでは、「嫡子」の「理」という譲与の根拠に注目したい。

「嫡子之理」は「嫡々之理」とも表現される。例えば、大治5年(1130)大江仲子解文案(№ 94)は、大和国山口荘と相模国早川荘について、「次第文書理」に基づいて相続権を主張する内容だが、妨害している有経(以実)は「嫡々之理」により父公仲から譲与を受けたが(「依」有=嫡々之理」、譲=与男以実_了之状許也」)、有経は実子ではなく、相続人としても不適格であるという(「有経者、非=実子」、本名以実、雖」立=嫡子」、不運無才」)。このように「嫡子」は実子ではない場合もあり、次男を「嫡子」に定める場合もある(№ 117)。他に「嫡男」・「嫡女」、寺院では「嫡弟」の語も見られ、いずれも相続人の地位を表示する語である。

また、【史料 8】は被相続人が「嫡子」への譲与を「理」とする事例だが、相続人が自らに「嫡々」の「理」があると主張する場合もある。

【史料 9】応保 3 年(1163)3 月日大和国宇陀郡神戸検校玉造有里解(№ 135) (上略)有直為=非姓他人-テ、致-検校相論-間、去十二月比、率-数多軍兵-テ、打=入神主有里ヵ住宅-、追捕色々□□、(中略)彼有直ハ、故有国之従者也、又有里ハ故有国之孫有時之嫡子也、而任-嫡々理-、被-補-検校職-之処也、(中略)有里任-嫡々相伝之理-、被-補-検校-之□□、(下略)

検校職への有直の妨害について「殿下政所」の裁定を求める有里は、検校職の相続の根拠を「嫡々理」に求め、有直は「非姓他人」で、本主の有国の従者にすぎず、相続権はないと非難する。父祖に連なる嫡流の子孫であることが職を相続し支配する資格と考えられたのである。

なお、寺院の別当職の補任について「氏」の「理」(№51)の表現も見られる。

⁴⁵⁾ 山田渉「安芸国高田郡司とその所領寄進 — 文書の流れの再検討を中心として — 」 (『史学雑誌』90巻1号、1981年)、吉村晃一「安芸国高田郡司藤原氏についての一考察 — 近年の『偽文書論』によせて — 」(『史学研究』215号、1997年)等。

(112) 一橋法学 第16巻 第3号 2017年11月

G 「開発」の「理」

所領に対する働きかけの事実を「理」と称する場合もある。開発がその1つである。残存事例では、僧が開発した土地について「開発」の「理」を主張するものがある。

【史料 10】僧頼智解(No. 85)

御房人僧頼智解 申請 東南院 御室政所裁事

請、被、殊蒙。 恩裁、、任、数年開発領掌理、、糺。返一給房敷地三間跡、、為 僧能徳、、令、沽=却他人、、不安愁状、

石、謹検_事情→、件房敷地、頼智開発之後、領掌已経=年序→之間、能徳出来、房所三間許跡、依=乞請→、令→借→宿処→、不慮外称→令→沽=却能徳→之由→、横他人出来、俄令→礼=際目阡陌→企=破取→条、全以敢不→知=其理→、件故能徳不→出=請文→、随又不→行=宛文→、以→何為=証験→企→令→買=領知→哉、田地領掌之道、以→公験→為→宗、空売買両人、至=于謀計→何事如→之哉、為=亡目→頼智愁過→斯莫、望=請 恩裁→、早任=道理→、被→停=→上能徳謀計→、被→令→頼智礼返給→者、将仰□ 正道之貴旨→、仍注—在状旨→、以解、

天治元年五月七日

僧頼智法師

頼智が房敷地を開発した後、長期間領掌していたが、僧能徳から同地の売却を受けたと称する者が現れてきた。「相伝」の「理」の主張と言えよう。頼智は、その売買は「証験」もない「空売買」であり、両者の策謀であると訴え、「数年開発領掌理」を根拠に、東南院に対し権利の認定を求める。

長承4年(1135)の僧行源解案(No. 105)も同様である。行源は、「石屋」の樹木を切り払い、田畠を開発したことを述べ、「任_開発之理」、賜_御判」、為レ擬 =後代証験-」と、「開発」の「理」に基づいて証判(認定)を求める。それに対し、「件田畠者、本行源往古開発私領也、仍全無=他妨-、令=耕作-之旨、尤明白也者、加=署判-」として本山住僧5人以下多数が署判している。

肥前国河上宮での事例も、開発の後に証判を受けることの重要性を示す。

寛治5年(1091)8月11日肥前国僧円尋解(「河上山古文書」平1299)は、円

尋が「別所」なる土地について、「件地、本自無ニ領主」、偏空荒野也、而今切掃□□、擬」建ニ立一字草堂」、仍申ニ請古老在地并宮衆等与判」、為」令」停ニ止非道之妨」、所ニ申請」如」件」として河上宮・山衆の認定を求め、その証判を得た文書である。永久2年(1114)3月11日肥前国河上山僧尋有申文(№76)では、別所山を円尋から「相承」した尋有が、妨害を受ける恐れがあるとして(「件私地成」が之人自然出来歟」)、「券契」と「相承」に基づき(「任ニ券契并師資相承領知理」)国判の発給を申請し、認可された。「券契」は先述の寛治5年の証判を指すのだろう。そして尋有の不安は現実のものとなり、別所山は侵害を受ける。

【史料 11】肥前国河上宮僧尋有解(No. 82)

「如=解状并券契-者、不」可」有=他妨-之由明鏡也、可」令」停=止他人 □-之、 目代散位屋乃(花押)」

河上宮講衆僧尋有解 申請 国留守所裁〔事脱〕

請、被+殊任二解状并券契年来領知理、停三止他妨」□領掌由裁定、河上別 所山一処、為=字学林房-新立、募=号天台末寺寿宝寺四至内、今俄擬、被= 押領知、不、安子細状、

四至限東鵜殿川、南限屛風厳、

副=進本券案文一通-

右、謹案=倩事情→、於=別所山→者、本自以降無=領主→之上、空閑荒野之地也、 爰尋有之慈師故円尋大法師、以=去寬治三年之比→、切=掃荊棘→造=房舎→、奉 →建=立堂舎→以後、至=于今→、無→有=他妨→天、師資相承領知年久、然今俄学 林房新立、募=号天台末寺寿宝寺四至内→、寄=事於彼威→、被→擬=押領→之条、 未→知=其理→、就中、件寿宝寺公験之四至、東西南北明鏡也、其内専件別所 山所→不=罷入→也者、任=年来領知并券契理→、停=止他妨→、如→本可→令=領 掌→之由、為→被=裁定→、注=子細→言上如→件、以解、

保安三年七月三日 講衆僧尋有

尋有は、天台末寺寿宝寺四至内と称して押領する学林房を訴え、年来領知の事 実と「券契」の「理」に基づいて(「任-年来領知并券契理」)元のように領掌し

(114) 一橋法学 第16巻 第3号 2017年11月

たいと訴える。これを受けて肥前国目代は、訴えの内容と「券契」を根拠に妨害 停止を命じる(外題部分)。

久寿2年(1155)正月日僧湛慶譲状(「願成寺文書」平2809)には、「黒山者、 是伐掃以為」主、荒野者又以□開発□為」主事、世□常習也」と記されており、開発 者が土地の所有者(「主」)となることの正当性の観念が端的に示されている。し かし、開発の事実のみでは権利を安定して保持することはできない。そこで権利 を表示するものとして上位者から証判を受給したのである。

H 「手次領作」の「理 |

これも土地への働きかけの事実を「理」とする観念である。

末貞と友成の相論で、問注の模様を記す大治5年(1130)の字佐宮公文所問注日記(№ 92)には、末貞の主張として、「於-田畠所領道-者、数,無-公験-者、以-手次領作之理-、所、令-所領-也」と記す。「公験」がなければ、「手次領作之理」に基づいて知行すべきだという。「手次領作」は前主から権利を受け継いで耕作することを意味すると思われる。この相論では、過去の「神判」の結果に基づいて友成の領掌が認められた。一連の経過については先行研究で詳細に論じられている46)が、ここでは「手次領作之理」なる観念の存在を指摘したい。但し、「もし公験がなければ」と断っているように、「公験」が権利の所在を示す第一のものとして挙げられている点に注意すべきである。

Ⅰ 「先例」・「代々」・「旧領」の「理」過去の通りに行うことを「理」とする場合である。

【史料 12】肥前国武雄社使上分田貢進状(No. 74) 貢進

使上分田二町八段

⁴⁶⁾ 小林宏「我が中世における神判の一考察」(同『日本における立法と法解釈の史的研究 1巻 古代・中世』汲古書院、2009年、初出1969年)、棚橋光男「祭文と問注記――院政 期の法、素描――」(同『中世成立期の法と国家』塙書房、1983年、初出1982年)等。

右、件上分田、武雄御前、任₋先例之理₋、貢進如₋件、 (1112) 天永三年十二月十七日

図師僧(花押) (以下、署判は略す)

武雄社に上分田を貢進(寄進)する文書だが、「先例之理」に基づくと述べて おり、先例の通りにすることを「理」としている。

天永2年の開浦院住僧解 (No.72) は、「任_先例道理_、免_除院家敷地燈油料 畠地子物_」と訴えており、免除を受けてきたという「先例」が「道理」とされる。逆に、課役の負担の長期継続という事実に基づき賦課を正当化する場合もある。同年の山城国司庁宣 (No.71) は、「官物」を東寺政所に納めることを田堵等に命じた文書だが、「代々間令_進済_年久、而去年不、致、弁之由、彼寺家有、訴、事若実者、任_代々理并免判之旨_、早済、之」とあり、代々進納してきたのだから納めよという。「代々理」とは事実の積み重ねという正当性を示すものであろう。

他に、長承3年(1134)の伊勢国大国荘専当解(No.104)には、「俄背」御庄旧領之理」、為二彼戸々給主等一破取、各令二耕作一先畢」「任二旧領」、各可」令二領掌上之由、顕然也」とあり、「旧領之理」とはかつて知行したことを「理」とする用例である。また、「先例理」とある事例(No.10)は「国判」を指しており、いずれも過去の先例が権利認定の根拠として主張された事例である。

J 「傍例」の「理」

長承3年(1134)頃の法家勘文が引用する下司の訴状に見られる表現であり、津料の供出が問題とされている(No.102)。「傍例」とは、同様の判例や事実があることを指し、中世の訴訟文書に「先例」とともに頻出する語である 47)。

⁴⁷⁾ 笠松宏至「『傍例』の亡霊」(同『法と言葉の中世史』平凡社、1984年、初出1974年)。

K 「多年領堂」の「理|

長期間の「領掌」を「理」とする場合である。研究の豊富な年紀法の議論と関わるので、章を改めて検討する。

3 「理」の用法と機能

以上、平安時代の土地支配(知行)における「理」の観念について検討した。 領掌・領知・知行はそれ自体が本権の存在を示す意義を有していたが、立券・処 分・認可・裁判の場においては認定の根拠として「理」が重視された。

中世荘園制の形成の1つの画期となる11世紀半ば頃から、「理」の内容を限定し、個別的に表示する用例が多数確認できる。(A)~(K)に挙げた内容を分類すると、①国家発給文書や国判等の公文書の所持(「公験」)、②権利を表示する文書の所持(「文書」・「証文」)、③正当に権利を取得したこと(「相伝」、譲渡文書)、④人的系譜(「譜第」・「嫡子」)、⑤土地への働きかけ(「開発」・「領作」)、⑥過去の事実の存在(「先例」・「代々」・「多年領掌」)、⑦同様の事例等の存在(「傍例」)、等となる。

「田地領掌之道、以-公験-為-本、以-子々孫々-為-規模-、古今不易之例也、何於-義海一身-、被-捨-其□-哉」(No.126)等との表現が見られるように、個々の「理」の内容は一定の限定性があり、単に主観的な内容にとどまるのではなく、社会通念として共有されたものと言えよう。

事項を見ると、当初は立券・免除が中心であるが、やがて訴訟・裁許や認可に 重点が移行する。「公験」が持ち出される荘園全体のレベルの問題をはじめ、開 発地等の小規模の所領についても「理」が主張される。

上記の様々な根拠は「理」の語を付さずにも主張されうるものであり、「任=公験」といった表現も見られる。同一の案件においても「理」が付される場合と付されない場合があり、例えば、国司が譲与認可の根拠を「公験理」とする場合と「理」を付さない場合とが見られる⁴⁸⁾。あえて「理」の語が付されることに

⁴⁸⁾ No. 3 (有) と、天喜 5 年 (1057) 3 月 10 日安芸国高田郡司解 (「厳島神社文書」平 854) の事例 (無)。他に、No. 74 (有) と、平治元年 (1159) 11 月日肥前国武雄社上分田奉免状 (「武雄神社文書」平 3040) の事例 (無) 等。

固有の意義を見出すことが可能であろう。

「理」を根拠づける証文は、訴えを受けた裁判機関が職権的に収集・提示するものではなく、訴訟当事者から提出されるのが基本である。公験・文書・証文はそれぞれ当該訴訟において主張・認定の根拠となる「理」を表現する手段であった。「相伝」の「理」は譲状等の証文によって表現され、先例や知行の事実も「理」を表現した。証文が主張を基礎づける「証拠」49)であるのに対し、「理」は知行の正当性根拠(本権)を示す、より高次の概念となる。

よって、知行・証文と「理」の関係を図式化すると下記のようになる。

知行・証文(証拠) — 個別的な「理」(本権) — 一般的な「理」(認定)「理」「道理」という一般的な正当性観念のもと、知行と証文は、それとは別個 に存在する所有権原(本権)としての「理」を主張・表現する「証拠」に相当するものと言える 50)。それは個々の案件において、「理」と認定される場合もあれば、認定されない場合もある。この点は後にも述べたい。

注目されるのは、権力が発給した「公験」「証文」も「理」の1つにすぎない 点である。絶対的な効力を有する国家管理の文書が存在しないなか、公験をはじ め公的な文書の効力は相対性を帯び、「理」に基づく認定がなされたのである。

上記の「理」のなかに知行の長期の経過を「理」とする用例も見られた。章を 改めて検討する。

Ⅳ 年紀法の形成

1 研究史

年紀法とは、長期継続の事実(「年紀」「年序」)に法的効力を付与する時効制

^{49) 「}証拠」の一般的な定義として、三ヶ月章『民事訴訟法』(弘文堂、1979年) に「証拠とは、当事者の事実上の主張を基礎づけるための材料である。基礎づけるとは、当事者の主張が真実であるとの裁判官の心証を形成することをいう」(419頁) とある。染野義信『新版 民事訴訟法』(勁草書房、1986年) 277 頁等も参照。

⁵⁰⁾ 前掲註 11) 石井著書 4 章、178 頁以下においても、中世の不動産物権の表現形式は「知行」と「証文」とされる。しかし、石井氏の議論は、物権(所有)と「占有」としての「知行」の分離の程度を比較法制史の観点から検討するものであり、「理」の意義については論究されていない。「理」は近代的な物権とは異なり、排他性・絶対性を持たない。

(118) 一橋法学 第16巻 第3号 2017年11月

度である。鎌倉幕府が「御成敗式目」8条において、不知行人の所持する「下文」について、「理非」を問わず(「不 $_{\nu}$ 論=理非 $_{-}$ 」)、20年間以上の「当知行」の継続にそれに優越する効力を認めたことはよく知られている 51)。

平安時代に年紀法が存在したか否かについて、先行研究は、石井良助氏52)を除くと、成文法に規定された制度ではなかったものの、慣行・慣習として存在したと見る点でほぼ一致している。先行研究の内容・論拠についてまとめておきたい。

A 公家の観念(記録史料から)

中田薫氏は、『小右記』寛仁3年(1019)5月16日条と『人車記』仁安元年(1166)9月20日条を挙げ、時の経過と知行の有無によって権利の得喪を決する「慣例」が見られると述べた⁵³⁾。石井良助氏は、前者は「立庄の範囲」、後者は「知行の中絶」に関するものとする。楠瀬勝氏は、『小右記』の記事と『中右記』承徳元年(1097)8月25日条から、年紀法の運用は平安末期には貴族社会の一般的な慣行であったという⁵⁴⁾。

B 荘園制下の慣習法(文書史料から)

細川亀市氏は、延喜以降の荘園整理令、特に延久のそれに注目し、延久4年 (1072) の太政官牒 (「石清水田中家文書」平1083) が「年紀多積」・「已経=年 (呼) 所」」を理由に石清水八幡宮護国寺の荘園を認定したことに注目した55)。以後、年紀法は荘園制社会を基盤とした「慣習法」とされる56)。上横手雅敬氏も延久

^{51) 「}御成敗式目」8条の成立・運用については、拙稿「年紀法の再検討 — 御成敗式目八条の成立と運用をめぐって — 」(法制史学会 60 周年記念若手論文集『法の流通』 慈学社、2009 年) 参照。

⁵²⁾ 前掲註11) 石井著書140~141頁。

⁵³⁾ 前掲註3) 中田論文261~262頁。

⁵⁴⁾ 楠瀬勝「知行年紀制の発生に関する考察」(『赤松俊秀教授退官記念国史論集』、1972 年)。

⁵⁵⁾ 細川亀市「中世法における所領の知行」(同『日本固有法研究』南郊社、1936年) 177 ~178 頁。

⁵⁶⁾ 小川清太郎「年序法の成立」(『国学院大学政経論叢』創刊号、1952年)等。

の荘園整理令に注目し、荘園領主が国衙に対し年紀の効力を主張したことや、 「年序」は「先例」と同義で、「新儀」の対立観念であったこと等を論じた⁵⁷⁾。

C 国衙等の裁判実務(文書史料から)

石母田正氏は、延久4年の太政官牒に国衙の「解状」が引かれており、貞応元年(1222)の関東下知状案(「益永家文書」、竹内理三編『鎌倉遺文』〈東京堂出版〉3018号)に大宰府問注所の勘状が引用されていること等から、年紀法が国衙法として存在したと推測する58)。笠松宏至氏も相論で年紀が問題とされた事例を指摘している59)。

2 事例の検討

A 記録史料

先行研究が取り上げた史料を見たい。

まず『小右記』の記事には、藤原道長の娘彰子の御願として、賀茂社に山城国 愛宕郡の寄進が決まった際、郡内の天台四至内について延暦寺が異議を申し立て、道長が「雖」無=官省符_為=禅院領_年紀多積、仍可」為=天台領-」として寺領と認めたことが記されている。楠瀬氏はその複雑な経過を整理し、年紀を経たことが寺領認定の決定的要素であったとして、年紀法の適用事例とした。この記事は、長久・延久の荘園整理令に先んじて荘園不輸という現地の実態に即し政府が寺領を認可した事例との指摘もある⁶⁰⁾。『人車記』の記事の解釈については、先述した石井良助氏の批判が妥当と思われる。

他に楠瀬氏が取り上げた『中右記』の記事は次のものである。

【史料 13】『中右記(大日本古記録)』承徳元年(1097)8月25日条 (世際原典) 参_大殿-(中略)以-為房朝臣-所-下給-之恪勤侍信高申文、内蔵寮蟹谷庄

⁵⁷⁾ 上横手雅敬「式目の世界」(前掲註 36) 著書、初出 1958 年)、前掲註 36) 同論文。

⁵⁸⁾ 石母田正「『中世政治社会思想 上』解説」(『石母田正著作集 8 巻 古代法と中世法』 岩波書店、1989 年、初出 1972 年)206~207 頁。

⁵⁹⁾ 笠松宏至「中世の法意識」(前掲註 47) 著書、初出 1983 年) 191 頁以下。

⁶⁰⁾ 前掲註5) 坂本著書『荘園制成立と王朝国家』304~306頁。

(120) 一橋法学 第16巻 第3号 2017年11月

司所望相_尋子細_之処、至=信高_者父男年来為_彼庄司_、仍信高尋_父職_可 _ 被 、 補之由所_申請_也、至_為章_者、補_庄司_廿余年于 、今無_過怠_、両人 所 、 申共非 、無_其理_、只可 、 随 、 仰者、仰云、本司為章無_過怠_者不 、可 、 改、 若有-其怠_時、可 、 補-信高_者、(中略)以-件為章_補-彼庄司_了、

恪勤侍の信高が、父が長年務めていたことを理由に、内蔵寮領越中国蟹谷荘司への補任を訴えたことが記されている。現在の荘司の高階為章は20年以上怠りなく務めてきた。内蔵寮頭である記主の藤原宗忠は前関白藤原師実に裁定を求め、師実は「為章が怠りなく務めていれば変更せず、怠った時には信高を補任するように」と命じている。相論において年紀が考慮された事例と言えよう。

楠瀬氏はこの史料を「二十余年に及ぶ当知行を由緒に優先させて、当知行者の知行権を認める立場をとった」と解したのに対し、吉田徳夫氏は年紀よりも過怠の有無を問題点としているという⁶¹⁾。

この短い記事のみでは判然としないが、宗忠は、父の長年の勤務という信高の主張、20余年の勤務という為章の主張をともに(個別的な)「理」を認めうると記しており、年紀に考慮が払われたことは確かと思われる。但し、為章も補任に基づいて荘司を務めており、由緒を持たないわけではない。よって楠瀬氏の言うように「二十余年に及ぶ当知行」を由緒に優先させた事例とは言い難い。年紀そのものは確定的な効果を持たないが、当事者の論拠の1つとして用いられ、考慮される場合のあったことを示す事例と位置づけられる。

B 文書史料

次いで先述したB·Cの研究が注目した文書史料を検討する。

諸研究が指摘するように、年紀の主張は荘園領主が長期にわたる租税免除の事実を国司に訴える事例等に見られる。延久4年(1072)の太政官牒には石清水八幡宮護国寺領の河内国錦部郡甲斐・布志見(伏見)荘の認定について次のようにある。

⁶¹⁾ 前掲註37) 吉田論文19頁。

【史料14】延久4年9月5日太政官牒(「石清水田中家文書」平1083)

(上略) 同符偁、同勘奏偁、「貞元二年八月廿五日宮寺牒云、『件庄故入道式部卿親王御領也、而自-在世之時-、被レ奉レ供-大菩薩宝前常燈料-、以-件地利-、奉レ備-御供御燈-、已経-年所-』者、代代国司所-免除来-也、国司解状同前、任レ理、可レ被-裁許-」者、同宣、奉レ 勅、件庄宜下仰-彼国-、如レ旧令+免除上者、

記録所の勘奏(「 」内)は、貞元2年8月25日の石清水八幡宮牒(『 』内)に「本荘は、故入道式部卿親王領で、在命中に大菩薩宝前常燈料として寄進されて以来、年紀が経過した」とあることを述べ、代々国司の免除や国衙の解状も同じ内容であるから、「理」に基づいて(「任」理」)裁許なさるように、と答申する。その結果、免除が決定し、太政官符が出された。この事例では年紀に一定の効力を認めていることが確認できるが、単に年月を経たことがその基準なのではなく、代々免除(国司の免除)が重視されている。

上横手氏は上の史料に加え、前掲の【史料 5】を提示したが、年紀よりも「文書」の所持の重視を示す史料である点は先述した。

次いで、Cの立場について、笠松氏が挙げた事例を見ると、観世音寺と兵馬所の相論の際の、長元9年(1036)5月10日大宰府公文所勘文案(「内閣文庫所蔵文書」平571)に「兵馬所之申旨、頗似」有=其理」、然而不」領=所領-経=数十年-之後、今超越更成=件妨-之旨、可」有=景迹之法-」とある。兵馬所の訴えに一定の「理」を認めながらも、長期間経た後に権利主張を行う点を問題としている。この史料では、裁許において一方当事者の年紀が考慮されており、租税免除や荘園認定の際に考慮される場合とは性質が異なる。「御成敗式目」8条に連なる年紀法はこのような裁判規範としてのそれである。

C 「多年領掌」の「理」と年紀法

以上を踏まえ、本稿で検討してきた「理」と年紀法との関係を述べたい。

12世紀中葉の訴訟関係の文書の中には多年の「領掌」を「理」と称した事例が見られる。

(122) 一橋法学 第16巻 第3号 2017年11月

【史料 15】 年未詳 4 月 16 日内膳正資清書状 (No. 100)

大国御庄専当武道申文進-上之-、

右申文、相₌副御教書₋、可_\被_\遣_祭主之許_候者也、以₋去年四月十一日₋、 俄為₋戸々給主等₋背₋三百余个年庄領掌之理₋、経訴□祭主、庄領田畠(下 略)

伊勢国大国荘は、弘仁3年 (812) 12月19日民部省符案 (「林康員所蔵文書」平35) に見える、古くからの東寺領荘園である⁶²⁾。が、このころには、神宮祭主大中臣氏の権力が浸透し、荘の経営は不安定であった。関連史料である長承2年 (1133)5月の伊勢国大国荘田堵住人等解 (№ 99) は、専当菅原武道や田堵等が、神郡封戸給主等が相論もなく300余年経過した後、突然に祭主に提訴し、妨害していると訴える内容である。「任」民部省図勘文并相伝旧領道理」」等の表現も見られ、武道はそれらと300余年の「領掌」の継続という「理」を主張している。

さらに、次の事例もある。

【史料 16】後白河院庁下文(No. 129)

院庁下 山城国在庁官人等

可 $_{\tau}$ 早任 $_{-}$ 万寿官符 $_{-}$ 、停 $_{-}$ 止伏見庄民等妨 $_{-}$ 、為 $_{+}$ 木幡浄妙寺領 $_{+}$ 見作田百五 拾町事

(東)
四 至□限大路 南限岡屋河
西限伏見坂紀伊郡堺 北限車路

右、彼寺所司等去二月廿七日解状偁、「謹検₋案内₋、木幡浄妙寺者、(中略) 至-於寺家所司之理訴-者、可□蒙-不日即時之裁許-也、何混-凡流之濫愁-、可□滞-有道之明判-、<u>彼庄領主後綱以下、雖□多-其数-、数十余年未□成-濫坊-、今及</u>-範家之時-、初致-非例之論-、若有-其理-者、縦雖-一日-、何不-知行-哉、早任-多年領掌之理-、被□止-当時之無道-、(中略)」者、伏見庄等所□為、甚以左道也、早停-止其妨-、任-万寿官符-、以-件見作田百五拾町-、

⁶²⁾ 多くの研究があるが、水野章二「大国・川合荘」(網野善彦ほか編『講座日本荘園史6 北陸地方の荘園・近畿地方の荘園 I 』吉川弘文館、1993 年) 等参照。

可 $_{\nu}$ 為 $_{=}$ 净妙寺領 $_{-}$ 之状、所 $_{\nu}$ 仰如 $_{\nu}$ 件、在庁官人等宜 $_{=}$ 承知 $_{-}$ 、不 $_{\nu}$ 可 $_{=}$ 違失 $_{-}$ 、故下、

(以下、署判は略す) ・ 主典代散位中原朝臣(花押)

藤原氏一門の菩提寺で山城国木幡にあった浄妙寺が、隣接する伏見荘からの妨害を訴えた際の院庁下文で、浄妙寺の解状(「」内)と判決部分を掲げる。伏見荘は、相論の際には平範家が知行していた。

浄妙寺は、寛弘 2 年(1005)に藤原道長が寺塔を造営し、万寿 2 年(1025)に四至の官符を受給したことを述べ、浄妙寺の見作田 150 町を伏見荘側が私領と称して「濫妨」していると訴えている。史料の下線部には、「伏見荘の代々の領主は範家まで数十余年間濫妨を行わなかった。『理』があれば一日でも不知行であるはずがない。浄妙寺の『多年領掌之理』により、濫妨を停止して欲しい」という。浄妙寺は官符の所持とともに、「多年領掌」という「理」を主張したのである。院庁の判決は訴えを認める内容である。

他に、「数代領掌之道理」(No. 25)といった表現も見られる。長期の知行を「理」とする用例に特に「領掌」の語が用いられているのは、私的支配との結び付きが強い語彙であることと関わる可能性が想定できる。

以上、平安時代において「多年領掌」の事実が、「公験」・「文書」・「相伝」・「開発」等と同様に、「理」に高められたことを述べた。しかし問題は、事実の経過のみに法的な効力が付与されたかという点である。事例に見た通り、年紀の主張には公験をはじめ他の権原との結合が重要であり、様々な論拠の1つとして主張されている。「御成敗式目」8条は20年間以上の年紀そのものに対し排他的な法的効力を付与したものであり、平安時代の年紀法はこれとは区別する必要があるだろう。

V 裁判手続の変容と「理」

1 「理非」判定の諸形式

ここまで、土地支配の権原(本権)を示す様々な「理」について検討した。それらは朝廷・院庁、国衙、本所等の様々な裁判機関において主張され、権利認定の根拠とされた。次に、「理」を判定する裁判手続について検討する。

長治元年(1104)の頼慶請文(№ 63)に見られる源有雄丸の「解状」には「偏以押領、頼慶若有=領掌之理—者、須_下奏=聞公家—、随=其裁報—致_中沙汰_上也、恣造=軍兵—令=押取—之条、濫吹之甚也」とあり、「領掌之理」があるならば、奏聞して裁許を受けるべきだが、頼慶が軍兵を出して財物を押取るのは甚だ不当であると述べる。自力救済を不当とし、裁判で「理非」を明らかにしようとする意識が認められる。

律令制のもとでも紛争解決に関する「訴訟」制度が存在し⁶³⁾、欠席裁判の規定も存在した⁶⁴⁾。中世荘園制への移行により荘園・公領の領域的な支配体制が成立すると、権門ごとに裁判が行われ、独自の機構や慣行・規範(本所法)も形成されたことが多くの研究によって指摘されている⁶⁵⁾。また、院政期の法が中世法全体の前提をなした点は、棚橋光男氏が強調したところである⁶⁶⁾。

12世紀以降には、「理」を判定する手続も中世的な変化が現れる。その特徴について簡単に述べたい。

- 63) 律令に規定された「訴訟」には、二系統説(裁判手続が獄令と、公式令・雑令にある 「訴訟」手続との二系統と見る)と一系統説(裁判手続は獄令による一元的なもので、裁 判の結果はすべて律に帰着させられていると見る)がある。長谷山彰「律令裁判手続に関 する二系統説と一系統説」(同『日本古代の法と裁判』創文社、2004年、初出1997年) 等を参照。
- 64) 石井紫郎「合戦と追捕 前近代法と自力救済 」(同『日本国制史研究Ⅱ 日本人の国家生活』東京大学出版会、1986 年、初出 1978 年) 33 頁以下。但し、当該官司の確定的な意志表明ではなく、強制執行制度が考えられていないという。
- 65) 前掲註 6) 川端著書等。様々な権門の裁判を扱った論集として、大山喬平編『中世裁許 状の研究』(塙書房、2008 年) 参照。
- 66) 前掲註46) 棚橋著書、同「中世の法と法書」(岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会 史研究 中』塙書房、1984年)。下向井龍彦「王朝国家体制下における権門間相論裁定手 続について」(『史学研究』148号、1980年)、上杉和彦「摂関院政期の明法家と朝廷―― 中世公家訴訟制度成立史の一視角――」(前掲註31) 著書、初出1986年) 等も参照。

A 対決手続の重視

まず、12世紀以降、相論の際には「理非」の判定や対決手続を経るのが正しいとする主張が見られる。

【史料 17】保安 3 年 (1122) 3 月 11 日伊勢国大国荘専当解 (「東寺百合文書」 平 1960)

(上略) 雖-先判畢-、<u>有-論人訴-之時令」和-定彼此等理非-者、古今不易之</u> 例也、然而偏就-上件刀禰延明神主之訴-、不」尋--捜左右之理非-、若干御庄 田被」令--損失-之旨、愁--吟之--難」堪、何事如」之哉、望--請 司裁-、任-道 理-被」令」掘-直彼押掘溝-者、将以知--明政之貴--矣、

伊勢国大国荘専当が、刀禰住人が洪水により溝が破損したとの虚偽の訴えをな し、認められたと反論しており、下線部に「論人が抗弁した場合には、双方の理 非を糺すのが昔より今まで変わらない例である」という。

【史料 18】僧雲暁解(「興福寺本信円筆因明四相違裏文書」平 3542)

(上略) 若依=宗季訴-有=御沙汰-者、相=尋両方之子細-糺=真偽-、任=実正-被=裁下-者、尤有=其理-、而付=一片申状-、不レ論=是非-、被レ行=追捕-之条、是非=憲法之沙汰-、就中、頗有=不審-、未=訴申-以前、返=渡少分物-、事既有=景迹-、非レ無=矯餝-、早探=両方理非-、任=道理-欲レ被レ糺=返件物等-矣、

年付を欠くが、嘉応2年(1170)4月日の雲暁解に続がれた形で残された文書である。雲暁は、宗季が私領田畠・財産を奪ったことを訴えており、下線部では、「もし宗季の訴えにより裁許がなされるのであれば、双方の子細を尋ね、真偽を究明し、真実に則って裁許されるのであれば、もっともその『理』がある。しかし、一方の申状に基づき、理非を論じないで追捕を行うのは正しい裁判ではない」という。対決手続の実施自体を「理」と述べている。

他に、東大寺寺家政所の裁許を求める治承2年(1178)の僧仁玄申状(No. 158)

には、「凡相論道ハ及ニ対決ニ被レ成ニ裁許ニ、是常例」「相論道、不レ謂ニ親疎・貴賤ニ及ニ対決」是例也、何限寛珍已講□□□強縁、只暗可レ企ニ領掌□哉、尤可レ有ニ御景迹。事也 | と記され、相論では対決を経て裁許するのが「常例 | と述べる。

また、対決に応じないのは「理」がないからであるとの主張もなされる。

僧定深が大槻荘一所について厳信を訴えた嘉保3年(1096)の僧定深解(N_0 50)には、「尚以不 $_-$ 参会 $_-$ 、以 $_+$ 之云、厳信依 $_+$ 無 $_+$ 可 $_-$ 陳申 $_-$ 理 $_+$ 、不 $_-$ 参会 $_-$ 旨、已顕然也」とあり、厳信が応訴しないのは、陳述すべき「理」がないからだという。

B 口頭弁論の重視

対決手続の重視は、法廷での両当事者の弁論が重要な訴訟資料となることを意味する。

【史料 19】平治元年(1159)5月28日後白河院庁下文(「高野山文書宝簡集」 平 2979)

(上略) 去比於-院庁-、被レ召レ対-決当御庄官等与-彼田仲庄住人等-之刻、 彼庄住人等、全依レ無-其理-、巻レ舌無-陳方-、因レ之、当御庄存-無限理-之 処、庁御下文未-成下-之間、尚以被-掠領-之条、其理豊可し然哉、(下略)

荒川荘が田仲・吉仲両荘住人の押領を訴えた際の解状の一部だが、荒川荘の荘 官と田仲荘の住人が院庁で対決し、田仲荘の住人は「理」がないために舌を巻き、 反論できなかったという。荒川荘はその事実等に基づき自らの「理」を主張し、 院庁は田仲・吉仲両荘からの異論を停止するように命じている。

他に、応保2年(1162)の紀伊国密厳院政所陳状案(No. 134)は、紀伊国相賀 荘の帰属についての八幡宮寺検校勝清の訴えに対する陳状だが、宮寺側が院庁で の対決において密厳院が舌を巻いて反論できなかったことを自らの「理」の表れ とした(「彼相賀沙汰人与--所司-、於--院庁-被--召対--之処、宮寺所司申状云、已 得--其理-、密厳院所司巻、舌閇、口、仍彼此之理非雖、為--顕然--」)のに対し、密厳 院はその事実を否定しており(「寺家所司巻、舌閇、口之由注申之条、謀計之甚何 事如、之」)、弁論での在り方が「理非」判定の素材の1つとされていたことがわかる。

C 「神判」による判定

「理非」判定が神判に委ねられる場合もある。神判が証拠方法の1つであった ことも中世法に通じる特徴である。

事例として著名なのは、先述した、大治5年(1130)の宇佐八幡宮の裁許(No. 92)である。末貞と友成による田畠の相論で、友成は、過去に神判が行われ、領掌が認められたと述べる。宇佐公基は、その神判に基づいて友成の知行を認可した(「依-先神判証験-、賜-友成-畢也」)。「手次領作之理」という個別的な「理」の主張に対して、以前の神判に基づく「理非」の判定が行われた。

D 実検による判定

「公験道理」の実検(No.20)、実検を踏まえて「文書理」に基づく認可(No.136)等も見られ、裁判機関が使節による現地の調査や在地の証言等によって、訴訟当事者の主張や裁定の根拠をなす「理」を確認する手続をとる場合が見られる。

E 「勘文」による判定

個別的な「理」が勘文で問題とされる事例が見られる(No.54)。院庁等での対決においては、律令格式の規定等を注進する「明法勘文」に基づいて裁許がなされる場合もあった 67)。当事者の証文や主張だけではなく、権力が判断の根拠を提示する形での「理」の発見の仕方である。

2 裁許の規準としての「理」の観念

以上、12世紀頃からの裁判手続の変容を述べてきたが、裁判の規準として「理」の存在が重視されていた。但し、個別的な「理」は訴訟当事者の主張によ

⁶⁷⁾ 院政期の明法勘文については、棚橋光男「院政期の訴訟制度」(前掲註 46) 著書、初出 1978・1980 年)、梅田康夫「平安後期の明法勘文について」(『金沢法学』50 巻 2 号、2008 年) 等を参照。

り対立する場合もあり(【史料 6】)、嘉保 3 年(1096)の僧定深解(No. 50)に「薗地之類以_公験_為」眼、伝領之道以_付属_為」理、而何今厳信背_公験付属之両理_、致_非論_旨、豈其理可」然哉」と「公験」と「付属」の 2 つの「理」が主張されるように、「理」が複合的に主張される場合も見られる。さらに、「公験理」に基づく加地子弁済命令に対して作人が反論し、「理非」の「勘決」を主張したため、「次第文書并先判等」を確認しているように(No. 80)、個別的な「理」は、ある土地支配を基礎づける絶対的な観念ではない。

「理」のみではなく、「任₋公験理并宇野御厨別当下文旨₋」(№ 41)、「任₋文書理₋、且依₋明法勘状₋」(№ 168) のように様々な由緒や証文が併せて主張・認定される。【史料 9】では、知行人たる資格・身分等も取り沙汰された。

従って、個々の紛争事例において本権観念としての「理」は絶対的・確定的な効果を有するわけではない。裁判では当事者によって様々な「理」が時には複合的に用いられ、〈より強い〉権利を表示した側が権利の認定を受けた。対決での弁論の在り方もその判断に影響を与える。

つまり、両当事者による対決手続や口頭弁論を行うことに重点を置く上記の裁判手続は、土地支配の権利関係が確定されていない状況において、いずれがより強い権利を有するかを〈判定〉するために行われたものであり、多様な権原(本権)の生成に対応する裁判の方式であったと解される。

VI おわりに

以上、平安時代の土地法について、知行と「理」(「道理」)の観念を中心に検討した。内容をまとめる。

- ① 平安時代中期に土地の支配・用益を示す概念として、「領掌」「領知」「知行」等の語が一般化するが、何らかの権原(本権)に基づく土地支配との観念が認められる。
- ② 租税免除や所領相論の裁許等では「理」(「道理」) に基づく判断が求められた。こうした一般的な「理」に対し、11世紀半ば頃以降、土地支配の根拠(本権)を個別的・具体的に示す語と「理」が結合した用法が見られるよ

うになる。分類すると、①国家発給文書・公文書の所持(「公験」)、②権利を表示する文書の所持(「文書」・「証文」)、③譲与・売買等による正当な権利の取得(「相伝」、譲渡文書)、④人的系譜(「譜第」・「嫡子」)、⑤土地への働きかけ(「開発」・「領作」)、⑥過去の事実(「先例」・「代々」・「多年領掌」)、⑦同様の事例等の存在(「傍例」)等の「理」である。

- ③ 12世紀中葉には「多年領掌」の事実も「理」に高められた。年紀は相論 において主張され、権利認定の根拠とされたが、それ自体が排他的な効力を 有したわけではない。
- ④ 12世紀頃以降、朝廷や本所等の裁判において、対決手続や口頭弁論の重視、神判による判定等、中世的な「理非」判定の裁判手続が形成される。これらは、多様な権原(「理」)の生成に対応する変化であった。

検討の結果を踏まえ、平安時代の「理」(「道理」)の意義を考えたい。先述したように、普遍的な正義の観念としての「理」の語は奈良時代から見られ、11世紀半ば以降、権利の主張やその認定の根拠とする語に「理」を付す用例が見られた。

こうした「理」は、国家が定立した制定法に見られる規範というよりも、律令制的諸制度の解体・変容の中での法実務と慣習の積み重ねのなかで形成されたものと言える。「開発」、「先例」、「多年領掌」等は律令法において土地支配の権利を示す論拠とはなりえなかったものであるが、平安時代後期には、「理」の観念を媒介に、正当性根拠を示す概念に高められたと考えられる。

但し、「公験」や「文書」を「理」とする文書主義の観念や、律令用語に由来する「嫡子」の「理」の観念は律令法からの影響を無視できない。多様な「理」は、国家と社会の双方向的な運動により形成された規範である。

しかし、それらの「理」は土地支配の権利を絶対的に表示する効力を持つものではなかった。相論の際に別の「理」が主張されることがありうるのであり、いずれが勝るかは個々の状況に依存する。個別的な「理」は、権利を表示するものが絶対的・確定的には存在しない中世的な土地法の構造の形成過程において表れ、用いられた規範である。

以上に述べた土地支配における規範の存在形態という観点から以後の展望を示

してむすびとしたい。本稿では、平安時代の土地支配において知行と証文が「理」という本権を表示する証拠であることを述べた。こうした本権の観念の多様性・相対性は中世土地法と共通する特徴と見ることができる。

しかし、石井紫郎氏によると、近世の土地法においては、検地帳の記載が「絶対的権原」を構成するに至る。検地帳の記載は土地所持に関する権利の存在根拠そのものであり、訴訟における相対性は存在しないため、検地帳はそれとは別に存立する所有権原(本権)を立証する単なる「証拠」とは言い難い⁶⁸⁾。国家管理の帳簿が土地支配の本権を確定的に表示するという点では、律令制的土地制度と共通の性質を有する。

従って、中世は本権の多様性が認められながらも再度権力による認定に本権の観念が収斂していく過程として捉えうる。本稿では平安時代における個別的な「理」の観念の多様性・相対性について述べたが、【表】に掲げた元暦元年(1184)頃の梶原景時書状でも「文書之理」に基づく認可がなされており(No. 170)、以後、鎌倉幕府の裁判・認可の規準としても個別的な「理」は用いられていく。「御成敗式目」では「道理」に基づく裁判が標榜され、「相伝」に基づく安堵の制度や年紀に法的効力を付与する「御成敗式目」8条等、「理」を基礎にした法制も形成される。他方、朝廷・寺社本所の訴訟関係史料においても個別的な「理」の用例が多く見られる。先行研究で論じられてきた鎌倉時代の「理」(「道理」)の意義は平安時代の知行と「理」の観念をもとに再検討する必要がある。

ところが、南北朝時代頃から「理」を本権として問題とする事例は大きく減少し、室町時代以降、室町幕府(「公方」)の認可(安堵)に武家・寺社本所が知行を基礎づける動向が観察される⁶⁹⁾。武家権力の伸長という国制の変容を背景に、「理」を表現する証拠としての意味を有していた知行・証文は権力の認可の権利

⁶⁸⁾ 石井紫郎『日本国制史研究 I 権力と土地所有』(東京大学出版会、1966年) 158 頁以下。検地帳の機能について、石井良助『江戸時代土地法の生成と体系』(創文社、1989年) 245 頁以下、白川部達夫『近世質地請戻し慣行の研究――日本近世の百姓的所持と東アジア小農社会――』(塙書房、2012年) 等も参照。近代的所有権の訴訟における相対性については、前掲註 16) 川島論文参照。

⁶⁹⁾ 拙稿「中世後期の土地法秩序と国制 —— 『安堵』の史的展開 —— 」(『歴史学研究』937 号、2015 年)。

表現性の増大により意義を失っていくものと考えられる。

以上のように土地支配の本権の観念の推移に着目すれば、社会において生成した事実に法的効果を付与する年紀法や、「相伝」による権利の承継、知行自体の有する本権推定効等、中世法は権力の認定の外部に存在する事実を法化する機能を有している。前近代日本の土地法においては文書による権利の表現、権利の文書への化体に一貫した特質が認められるが、多様な本権観念とその中での権力の認定の持つ相対的な効力、社会的事実の有する法的効果等の点に中世土地法の特徴を見出すことが可能であろう。

付記

本稿は、平成21年度に一橋大学大学院法学研究科に提出した博士論文『日本中世土地法史論 — 理・知行・相論 — 』第1部「中世的『理』と『知行』」の同題の第1章を補訂したものである。

【表】「~理」「~道理」の用例

車 通		内容(宛所、受益者、訴訟当事者· 案件、対象地·物、認可者)	「~理」「~道理」の呼称	無瀬	Ħ	関連No
-0	法務大帽止推慶房帖 案 案	\rightarrow	「任文書道理并依土風例(以下欠)」	東大寺文書	460	
興福寺維摩会菓子園 司解	立券	興福寺宛、国領の立券停止、御園所領・ 御園司等私田地	「任相伝公験之理」	九条家本延喜式裏文 書	497	
安芸国高田郡司解	譲与	藤原守満から守頼へ、三田郷・私領別 符 →国司の認可	(国司)[任公験之理」	厳島神社文書	662	
僧都覚源房牒案	立券 免除	· 伊賀国衙宛、箭川荘官物・臨時雑役 →認可	「任前相伝文書之理」、(国司)「任相 伝公験理」	東大寺文書	689(691・国 符)	
大宰府政所牒案	補任	字佐宫弥勒寺宛、位清、宇佐宮寺惣検 校職	「命相承道理」	石清水文書宮寺縁寺 抄	4921(4922~ 4933・施行)	
秦	補任	東大寺官長宛、木津木屋預職	「任普(ママ)代相伝之理」	百卷本東大寺文書	738	
#	弁路	名張郡田堵久富宛、官物	(官裁)「任本公験之理」	百卷本東大寺文書	750	
散位藤原実遠所領譲 袱案	11/5	藤原信良宛、伊賀国先祖相伝田畠 → 郡司の証判	「有相伝領掌道理上」	東南院文書	763	13 · 14
丹波国後河荘司等解 免除	Ast.	本家宛、花紙	「任先例道理」	大橋文書	849	
龍泉寺氏人等解案 証判	l =	河内国前・在庁官人宛、寺領 →国司 の認可	「任先例理」	春日神社文書	855	
筑前国観世音寺牒案 裁許	200	大宰府宛、学校院の勘責、寺家開発田 →認可	「任公験理」	松浦詮所藏文書	868	12
大宰府政所下文案 裁許		左郭司宛、観世音寺、学校院との相論、 寺領	「任流記帳公験理」	松浦厚氏所蔵文書	932	11
散位藤原信良解案 立券		守殿宛、田	「任故馬大夫実遠朝臣処分公験之理」	東大寺文書	991	8 · 14
藤原信良去文案 譲渡		藤原実遠から伝領、東大寺へ年貢貢進	「任処分之文理」	伊賀国古文書	1019	8 · 13
大掾秦為辰解案 斯記	25	郡司宛、掾分王の妨害停止、先祖相伝 島	「任公験之理」	東寺百合文書	1059	
大宰府政所下文案 免除	余	兵馬所宛、観世音寺、田	「任先例并觀世音(寺脱)公験理」「任 公験之理」	観世音寺古文書	9601	
関白左大臣家政所下 立 文案	立券	大和国高市郡司等宛、高階業房、喜殿	「任本公験并処分帳理」「任公験理」	東大寺文書	1132(1133· 郡司解)	18
大和国高市郡司刀襴 等解案	立券	高階業房所領田畠堰·山野池等	[任次第公験調度文書理]	東大寺文書	1134	17
伊賀国名張郡司并刀 立 職等解案	立券	国司宛、薬師寺別当領、私田島 →認可	[任公験理]、(国判)[充公験之理]	東大寺文書	1135	

					4					·	· · ·							
			24	23	42 · 54	92		31 · 32 · 43 · 44 · 46 · 47		$52 \cdot 59$ 60	28 · 32 · 43 · 44 · 46 · 47	28 · 31 · 43 · 44 · 46 · 47			98	35		
1144	補 13	1153	# 22	輔 24	4945	4947	1197	1198	4949	1202	1205	1210	1212	1214	1230	1231(補 277)	1242	1244
東寺百合文書	東寺観智院文書	厳島神社文書	一乗院文書	一乗院文書	東寺文書百合外	一誠堂待賈文書	東寺百合文書	東大寺文書	熊野御幸略記所収	栄山寺文書	東大寺文書	東大寺文書	吉田文書	百卷本東大寺文書	厳島神社文書	厳島神社文書	東寺百合文書	知信記裏文書
「尋礼公験道理」	「任付属道理」	「以嫡子之理」	[高未無相承之理者、不可有證券院 之訴][姉子有得分之理者]	「任相伝理」	「任公験理」「数代領掌道理」	(観世音寺解状)[国司任公験理、成 免判]	[任公験理][任文書之理]	「任所帮公驗并国司庁宣調度文書等 理」、(保房解状)「任次第領掌之理」 「乖文書理」	「乍置券契之理」「任文書理」	(栄山寺解状)「任四至仟佰之道理」 「背省合承先之理」	(保房奏状)「次第相伝之理」「任公験理」、(国司)「相伝理」	(保房奏状)[次第相伝之理][任公験理],(国司)[相伝理]	「任代々領掌公験道理」「公験理」	「任公験理」	(国司)[任相伝之理」	「以譜代之理、令執行郡務」、(国司) 「任相伝之理」	(頻季)[任五代相伝之理]	「処分帳道理」
検非違使奉資在地郡司等宛、東寺領大 国荘相論坪々	朝廷充、義範の妨害停止、曼荼羅寺別 当職	藤原頼成宛、三田・風早両郷 →国司 の認可	能奉と澄秀院の相論、箐川田畠	揚生鄉司刀彌等宛、能春、箐川村田畠 等	祭主宛、成願寺の妨害停止	把岐荘司宛、観世音寺、検田使の妨害 停止	清水寺三綱等宛、珍皇寺の妨害停止、 田	伊賀国名張郡司·在地刀襴等宛、藤原 保房、失川·中村	播磨守宛、奉国・輔季の妨害停止、田 島林園	栄山寺所司等宛、私領主の停止、官省 符字新開田加地子	官宣旨申請、藤原保房との相論、矢 川・中村	伊賀国宛、藤原保房、矢川・中村	東寺宛、神主所領への妨害停止、大国 荘	筑前国宛、黒嶋荘勘出田 →認可	先祖相伝所領畠 →国司の認可	先祖相伝所領畠 →国司の認可	荘司円順と頼季の相論、東寺領大国荘	在地刀襴・荘司の証判申請、父から相 続
調本	游散	譲与	江東	裁許 立券	湿塊	免除	裁許	裁許	訴訟	免除	訴訟	裁許	訴訟	免除	立券	<u> 1u 22</u>	注進	立拳
祭主大中臣輔経下文 案	範後解案	安芸国惣判官代藤原 頼方譲状	與福寺所司勘文	與福寺政所下文	伊勢国大国荘司解	大宰府政所下文案	勧修寺僧正信覚房下 文案	陽明門院庁下文案	熊野本宮別当大衆等 申文案	典福寺政所下文	伊賀国司解	字宣言 第二章	伊勢大神宮神主牒	筑前国観世音寺牒案	安芸国高田郡司解	安芸国高田郡司解案	太神宫検非違使新家 後晴解	橘某家地等立券文案
承保4年(1077) 4月15日	承暦2年(1078) 3月日	承暦2年(1078) 10月3日	承暦4年(1080) 8月26日	承暦4年(1080) 9月12日	永保元年(1081) 8月23日	永保2年(1082) 3月11日	永保2年(1082) 12月日	永保2年(1082) 12月日	永保3年(1083) 9月4日	永保3年(1083) 11月10日	永保3年(1083) 12月29日	応徳元年(1084) 3月22日	応徳元年(1084) 7月11日	応徳元年(1084) 8月21日	応徳2年(1085) 3月16日	応徳2年(1085) 3月16日	応徳2年(1085) 6月25日	応徳2年(1085) 10月9日
20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38

62			25 · 54	28 · 31 · 32 · 44 · 46 · 47	28 · 31 · 32 · 43 · 46 · 47		28 · 31 · 32 · 43 · 44 · 47	28 · 31 · 32 · 43 · 44 · 46	94	69			30 · 59 ·		25 · 42		36	
1246	1271	1275	1296	1304	1307	4655	1327	1337	1338	1346	1358	1383	1385	1402(1416・ 陳状)	1412	1429(1433・ 請文)	4954	1440
伊賀国古文書	紀伊続風土記附録山 西氏文書	東南院文書	東寺百合文書	東大寺文書	百卷本東大寺文書	青蓮院吉水蔵菩薩釈 義紙背文書	百卷本東大寺文書	東大寺文書	大江仲子解文	吉田文書	東寺百合文書	醍醐維事記	栄山寺文書	壬生家古文書	東寺百合文書	東寺百合文書	一誠堂待賈文書	東寺百合文書
「任公験理」	(金剛峯寺山上預)「依公験理明白」	「任公縣理并字野御厨別当下文 旨 」 「寺家公縣理」	(能算解状)[方々文書道理分明]	(保房解状)[次第相伝之理]	(官使部解状,宣旨の引用)「依有公 験相伝之理、停止宣綱坊」	「任本免除道理」	「任度々宣旨并相承理」「有相伝理之 上」	(光国申状・宣旨の引用)「任本公験 理」	「依有嫡々之理、子孫相続」	「任本公験道理裁判」	「任公験領掌理并尊勝院故法橋之付 属状等旨」「背公験付属之両理」	(寿円解状)「任氏理」	「任本公験理被令立券」	[任先日御外題并公験道理]	(中原資清の勘文に対して)「不察文 書理」	「任本公験理」	(観世音寺解状)「任寺家所進文書理、 実検已了」	[任公験理、東参尺破入畢]
名張郡司宛、伊世四郎、所領田畠地 子· 苧桑等	仲清の妨害停止、先祖相伝所領山前山 地等 →金剛峰寺山上預らの証判	大宰府宛、松永法師の妨害停止、把岐 荘畠地子	成願寺、東寺荘司の妨害停止、伊勢国 川合荘田	伊賀国紀、藤原保房、大中臣宣綱の妨 客停止、矢川・中村	伊賀国宛、藤原保房、大中臣宣綱の妨 害停止、矢川・中村	青蓮房宛、杣夫役	伊賀国宛、藤原保房、金峯山寺の妨害 停止、矢川・中村	延賢等宛、光国、吉野山使の妨害停止、 伊賀国黒田荘田畠	以実宛、大和国山口荘・相模国早川牧	別当大僧都宛、範曜との相論、田 → 法隆寺の認可	寺家宛、厳信の妨害停止、大槻荘一所	大宰府宛、寿円、三宅寺別当職	栄山寺所司田堵等宛、源頼俊子孫等の 妨害停止、寺領田畠等	祭主宛、大中臣真国の妨害停止、田	東寺と成願寺の相論、大国荘公田	丹波国宛、国司の収公、東寺領大山荘 田	筑前国宛、府国使の召返、観世音寺領 把岐荘田	左京地
मुळ मा	新温	訴訟	裁計	茨 許	裁許	免察	裁許	調本	譲与	斯 表 字 字	訴訟	補任	立券	深場	注進	調査	祖 洪	計判
伊賀国司庁宣案	散位坂上経澄解案	筑前国観世音寺三綱 解案	堀河天皇宣旨	百 三 ※ ※	月 月 月 月	山城国八瀬刀禰乙犬 丸解	石 日 日 日 日 日	東大寺政所下文	大江公仲処分状案	法隆寺上座慶元解	僧定深解	官宣旨案	與福寺政所下文案	民有年解案	明法博士中原範政重 勘文	官宣旨案	大宰府政所下文案	左京職定文
応徳3年(1086) 閏2月12日	寛治3年(1089) 5月6日	寛治3年(1089) 8月17日	寛治5年(1091) 6月26日	寛治6年(1092) 2月18日	寬治6年(1092) 4月25日	寛治6年(1092) 9月3日	寬治7年(1093) 12月25日	嘉保2年(1095) 正月5日	嘉保2年(1095) 正月10日	嘉保2年(1095) 6月8日	嘉保3年(1096) 7月4日	永長2年(1097) 8月27日	永長2年(1097) 10月16日	承徳3年(1099) 4月5日	康和元年(1099) 閏9月11日	康和2年(1100) 5月23日	康和3年(1101) 3月16日	康和3年(1101) 4月15日
39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	20	51	52	53	54	22	56	57

	30 · 52 · 60	30 · 52 · 59		88	64	63					49				77		8	83	73	
1465	1468	1471	1477	1497	1625	1626	1637	1654	1666	1673	1700	1719(1755· 施行)	1740	1746	1778(1780· 施行)	1788	1795	1804	1834	1862
法隆寺文書	栄山寺文書陽明文庫 文書	栄山寺文書	観世音寺古文書	伊賀国古文書	東大寺文書	東大寺文書	東大寺文書	三国地志	東大寺文書	東寺文書	法隆寺文書	観世音寺文書	東寺文書	法隆寺文書	神田孝平氏所蔵文書	武雄神社文書	東大寺文書	河上山古文書	東寺文書百合外	東寺百合文書
「依大殿政所下文理」	(栄山寺解状)「任文書之理、令立券」 「依有文契之理」	「任文書理」「任寺家公験理」	「任調度文書理」	「任公験理」	(有雄丸解状)[任相伝領掌之文書理]	「称相伝理」	「任先例道理」	「任先例道理」	「任文書理」	(東寺解状)[任施入状并調度文書理]	「任公験理」	(親世音寺牒状)「任庁宣并調度文書理、如旧改立」	「任代々理并免判之旨」	「任先例道理、免除」「任先例并施入 券文等理」	「任公験理」	「任先例之理」	「任公験之理」	「任券契并師資相承領知理」、(国司) 「任文契理」	「任本公験理、(中略)被成政所御下 文畢」	「任相伝譲状公験等理」
右大臣殿宛、官省符田所当米	栄山寺宛、頼後娘の妨害停止、田	大和国衙宛、過去の立券、官物臨時雑 役の免除 →認可	大宰府宛、安養寺の妨害停止、田	名張郡司宛、伊世四郎、所領田畠地子 等	宣旨の申請、源有雄丸に反論、木本荘	朝廷宛、源有政に反論、木本荘	預所宛、会板等	東大寺宛、杣負田、官物	伊賀国名張郡黒田荘刀襴等宛、負田出 作田島	河内国宛、東寺、国司の収公、志紀郡 荘田	慶元	大宰府宛、観世音寺、肥前国中津荘	葛野東寺領所田堵等宛、東寺、官物	法隆寺別当宛、院家敷地等地子	平田荘司在地郡司宛、弘福寺、広瀬荘 地子	武雄社、使上分田	黒田荘所司·住入等宛、矢川·中村田 畠加地子等	国留守所宛、河上別所山開発地 →国 司の認可	弘福寺所領広瀬荘住人等宛、年貢	下文申請、寺領田畠
华	立 教 許	立券 免除・	訴訟	認可	訴訟	訴訟	免除	免除	立券	調本	認可	認可	弁済	免除	海	多進	塩	認可	塩米	訴訟
定林寺妙安寺所司等 解	勧学院政所下文写	大和国栄山寺牒	筑前国観世音寺三綱 解案	伊賀国司庁宣案	紀伊国崇敬寺別当頼 慶請文	東大寺大衆等解案	伊賀国湯船柏住人等 解	伊賀国黒田郷杣工等 解案	東大寺政所下文	自宣言案	僧某状	大政官符案	山城国司庁宣	開浦院住僧解	政所下文	肥前国武雄社使上分 田貢進状	東大寺政所下文案	肥前国河上山僧尋有 申文	権僧正房政所下文案	弘福寺僧彦印解
康和3年(1101) 11月2日	康和3年(1101) 12月4日	康和4年(1102) 2月15日	康和4年(1102) 3月11日	康和4年(1102) 9月3日	長治元年(1104) 8月2日	長治元年(1104) 8月2日	長治2年(1105) 閏2月22日	長治3年(1106) 3月28日	嘉承元年(1106) 11月16日	嘉承2年(1107) 3月18日	天仁元年(1108) 12月頃カ	天仁3年(1110) 3月30日	天永2年(1111) 正月20日	天永2年(1111) 4月12日	天永3年(1112) 10月日	天永3年(1112) 12月17日	天永4年(1113) 5月15日	永久2年(1114) 3月11日	永久3年(1115) 8月27日	永久4年(1116) 10月11日
28	59	09	61	62	63	64	65	99	29	89	69	70	71	72	73	74	75	92	77	78

62	永久5年(1117) 2月9日	僧禅徳解	計	五節所宛、屋地(開発地) →認可	[任開発理]	根津美術館所蔵文書	1868	
08	元永2年(1119) 12月5日	東大寺政所下文案	25年	黒田荘下司·矢川中村作人等宛、蓮覚、 加地子	「任公験理」	東大寺文書	1904	75
81	保安2年(1121) 10月11日	大隅国司庁宣	認可	爾疫院宛、建部頻清、爾疫院南俣田畠	「任府宣旨并公験理」、(府宣)「依相 伝理」	爾痕文書	1924	
82	保安3年(1122) 7月3日	肥前国河上宮僧尋有 解	訴訟. 裁許.	国留守所宛、学林房の妨害停止、別所 山 →認可	「任解状并券契年来領知理」「任年来 領知并券契理」	河上山古文書	1965	92
83	保安4年(1123) 2月19日	東大寺解案	訴訟	朝廷宛、興福寺覚厳の妨害停止、北田 中荘	(莊司解状)[任公験理][任所帯公験理]] 理]、[任相伝公験理]	百巻本東大寺文書	1986	
84	保安4年(1123) 9月頃	兼貞珍光時論田勘注 案	注進	兼貞と珍光時の相論、田	「田島依有文書理」「任公験理」「背文書理」「任院宣并文書理」「任券契理」	知信記裏文書	1999	
85	天治元年(1124) 5月7日	僧頼智解	訴訟	東南院宛、僧能徳の妨害停止、房敷地 (開発地)	「任数年開発領掌理」	東大寺法華堂文書	2013	
98	天治2年(1125) 11月日	伊勢国大国荘専当藤 原時光解	訴訟	祭主宛、堀通、大国荘	「任水便道理」	東寺百合文書	2054	
87	大治元年(1126) 6月19日	石見国司庁宣	認可	留守所宛、清原長房子孫、久利·仁 満·両河内三郷	「任本公験手次文書理」	久利文書	2076	113 · 148
88	大治元年(1126) 11月頃	山城国木津木守等申 詞記	注進	東大寺寺役、譜代相伝所領に居住	「木守等申云、(略)任相伝理、件四 町内居住也」	東大寺文書	2097	
89	大治元年(1126) 12月日	伊賀国司庁宣案	認可	名張郡司宛、僧睿助、中村所領加地子	「任文書之理」	伊賀国古文書	2100	06
06	大治2年(1127) 2月3日	伊賀国司庁宣案	認可	名張郡司宛、領主、中村田畠加地子	「且任宣旨、且依公赖之理」	伊賀国古文書	2012	68
91	大治2年(1127) 11月10日	筑前国牒案	認可	観世音寺宛、官使停止、荘々加納名田 等	(観世音寺牒状)「任調度文書理、(中略)院宣下知」	東大寺文書	2110	
92	大治5年(1130) 4月14日	字佐宫公文所問注日 記	注進	問注御装束所検校末貞と同友成の相論、 田畠	(末貞)[致(至)無公験者、以手次領 作之理、所令所領也]	小山田文書	2158	
93	大治5年(1130) 12月日	下総国司庁宣案	認可	相馬郡司宛、伊勢神宮に寄進、平経重 所領の地利上分	「任寄文理、奉免」	樣木文書	2176	
94	大治5年(1130)	大江仲子解文案	訴訟	院庁宛、有経の妨害停止、大和国山口 荘・相模国早川荘等	「任次第文書理」「依有嫡々之理、譲 与男以実丁」「得次第文書之理」	大江仲子解文	2177	48
92	長承元年(1132) 10月30日	鳥羽上皇院庁牒案	立券	紀伊国衙宛、大伝法院、名草郡内	[任散位平光昌寄文并文書理]	根来要書	2244	96
96	長承元年(1132) 10月30日	鳥羽上皇院庁牒案	立券	紀伊国衙宛、大伝法院、那賀郡内	[任彼寄文并文書理]	根来要書	2245	96
26	長承元年(1132) 11月22日頃	藤原実行書状案	注進	観世音寺と安楽寺の相論、把木荘	「只可依文書理」	東大寺文書	2251	
86	長承2年(1133) 正月17日	東大寺政所下文案	弁済	黒田荘司·矢川中村作入等宛、東南院 僧都所領加地子	「任公赖之理」	東大寺文書	2261	
66	長承2年(1133) 5月日	伊勢国大国荘田堵住 人等解	訴訟	本家宛、封戸給主等の妨害停止、荘領 田島	「任 民部省図勘文并相伝旧領道理、 申下 宣旨」「代々相伝旧領道理」	東寺百合文書	2272	100 · 104

100	年未詳4月16日	内膳正資清書状	訴訟	書祐宛、戸々給主等の訴訟停止、大国 荘田畠	「背三百餘个年圧領掌之理」	東寺百合文書	2273	99 · 104
101	長承2年(1133) 11月日	高野山沙門覚鑁申文	拉 郑 孫 孫 孫	朝廷宛、官物等の免除、相賀荘	「任公験理」「依文書道理」「失券契道 理」	根来要書	2291	
102	長承3年(1134) 頃	法家勘文	注進	益田荘司、歌長清国との相論、津料の 供出	(益田荘下司状)「任傍例之理、可出 津料由令触知刻」	知信記裏文書	4701	
103	長承3年(1134) 10月日	藤原忠実家政所下文	裁許	伊賀国矢川・中村住入等宛、国司によ る押刈の停止	「依国司免判、任文書理、裁定先畢」	東南院文書	2306	
104	長承3年(1134) 11月29日	伊勢国大国荘専当解	弁済	祭主宛、戸々給主等の年貢	「背旧領理」「背御庄旧領之理」	東寺百合文書	2307	99 · 100
105	長承4年(1135) 3月21日	僧行源解案	証判	滿山大衆宛、田畠(六郷御山夷石屋) →認可	[任開発理、賜 御判][任開発之理]	余瀬文書	4702	
106	保延元年(1135) 6月18日	讃岐国善通曼茶羅寺 所司解写	免除	国司统 一部可	「任先判道理之旨」	東寺古文零聚	2326	
107	保延3年(1137) 9月日	待賢門院庁下文案	立券	周防国在庁官人·玉祖社司等宛、法金 剛院領玉祖社領	「任安芸権介藤原朝臣実明寄文并公 験理」「任彼公験之理」	東大寺図書館文書	2375	
108	保延5年(1139) 2月29日	東大寺大仏殿司陳状 案	訴訟	春日社祐宗との相論、大和国小東荘	「任承前之例、依(寄)文之理」	東大寺文書	2406	
109	保延7年(1141) 6月23日	白河院庁下文案	हुरू म्	播磨国在庁官人等宛、過去に認可の庁 宣、田原荘	「任公験理、為一色別符」	九条家文書	補 65	
110	永治元年(1141) 12月日	美濃国市橋莊住人陳 状案	訴訟	東大寺領茜部荘と大教院領市橋荘の堺 相論	(茜部莊解状)[任見地并文書理」	東大寺文書	2454	
111	康治2年(1143) 8月19日	太政官牒案	立券	安楽寿院宛、荘園(河内・尾張・常 陸・上野・淡路・讃岐・豊後各国)	「任公験理」	安楽寿院古文書	2519	
112	久安元年(1145) 園10月2日	東大寺下文	認可	飛驒荘司住人等宛、覚光、田畠・荘務	[任 公 験相 伝理]	百巻本東大寺文書	2564	
113	久安3年(1147) 2月11日	石見国留守所下文	補任	清原長房宛、久利別符司職	「任先祖相伝之理」	久利文書	2602	87 · 148
114	久安3年(1147) 5月16日	自宣旨案	補任	東大寺宛、琳実からの返還、観世音寺 別当	(東大寺解状)「今年秩満改定之理」	百卷本東大寺文書	2611	
115	久安3年(1147) 5月28日	紀伊国神野荘住人解	訴訟	仁和寺御室からの門柱返還、猿河村	「佐 <u>公</u> 験理、佐在庁申状、佐前司嗣、 佐古老鸝、沙汰切畢」	神護寺文書	2612	
116	久安4年(1148) 12月17日	大宰府政所下文写	裁許	筑前国雑掌宛、宇佐八幡宮、平野社の 妨害停止、宇佐町南園	(宇佐宮司奏状)「依文書之理」「任次 第調度文書之理」	宇佐神領大鏡	2657	
117	久安5年(1149) 3月10日	日下部尚盛譲状写	譲与	日下部尚守宛、在国司職・右松村田畠 等	「任先祖相伝之理」	日下部姓之系図所載	2661	
118	久安5年(1149) 6月13日	伊賀国目代中原利宗・ 東大寺僧覚仁重問注記	注進	国領か寺領かの争い、伊賀国玉瀧杣丸 柱	(東大寺陳状)「文書道理一々炳焉」	東大寺文書	2666	
119	久安6年(1150) 9月16日	伊予国弓削莊百姓等 解	免除	国司宛、賦課 →認可	「如先 御庁宣奉免之理」	東寺百合文書	2709	
120	仁平3年(1153) 2月5日	伊勢太神宮補任状案	補任	橘国重宛、箕曲郷人長職	「依譜弟理」	神宮雑書	2780	

					128		126		131 · 139 · 144	130 · 139 · 144								130 · 131 · 144	141
2855	2856	4773	2970	2972	3019	3089	3090	3093	3121	3139	3212	補 336(補 337·補 338、 請文·施行)	4805	3252	補 102	3310	3350 · 5041	3395	3400
小山田文書	香取大禰宜家文書	春日経供養家記抄裏 文書	兵範記裏文書	兵範記裏文書	兵範記裏文書	兵範記裏文書	兵範記裏文書	大谷大学所蔵文書	樣木文書	樣木文書	東南院文書	大和福智院家文書	根来要書	兵範記裏文書	金剛峯寺御影堂文書	坂本蓮華院文書	宇佐文書	榛木文書	益永文書
(字佐公通)「任証文之理」	「長承三年之比(中略)任文書理、実 房賜政所御下文了」	[任譜弟之理]	「任解状相伝公験之理」	「任次第相承理并度々政所□□旨」	「任文書理」	(顕成解状)「背相伝之理」	「任相伝文書理并 鳥羽院宜下二代 長者□』「任文書理」	(海妙寺解状)[任多年領掌之理」	「当厨相伝之理者」	「任代々国郡次第証文等理」 国判次第証文等理」	(東大寺奏状)「背文書之理」	「任文書理」	「任本公験等理」「依文書道理」「任証 文等之道理」	[任嫡々理] 有里任嫡々相伝之理]	「被実検両方理非之日、任文書理」	(感神院解状)「依相伝理、以賢円之 譲」	[任宫司与判并次第文書理]	「任次第文書之理、欲致沙汰之処」	「且依相伝理、且任宫裁 旨 」依相伝
貫首国門の妨害停止、先祖相伝田畠 →字佐宮の認可	下総国香取社司等宛、大中臣惟房、葛 原牧織幡・少野両村	識野荘・高嶋荘宛、藤原俊宗、下司職	本家宛、光兼の妨害停止、相伝作手田 →預所の認可	暹融の妨害停止・認可、古木荘	覚仁の妨害停止・認可、水氷荘	越中国阿努荘宛、顕成、国司光隆の妨 害停止	院庁宛、覚仁の妨害停止、水氷荘	山城国在庁官人等宛、伏見荘民の妨害 停止、木幡浄妙寺領田	子孫の預所職補任、下総国相馬御厨 →皇太神宮の証判	二所太神宮宛、相馬御厨上分 →皇太 神宮の証判	東大寺、薬師寺との相論、大和国清澄 荘薬園村	別当僧正恵信宛、勝宴、浄瑠璃寺別当 職	石清水八幡宮との堺相論、相賀荘	殿下宛、有直の妨害停止、検校職	紀伊国田仲荘宛、実検、高野山に舎進	近江国宛、廃神院、僧慶救の妨害停止、 細江郷保司職	字佐神官等宛、字佐昌輔、田染荘糸永 名田畠	口入外宮礪宜彦章宛、下総国相馬御厨	大宰府宛、江嶋別符田畠 →認可
訴訟・ 裁許	血器	補任	訴訟 裁許	訴訟	訴訟	裁許	湿塊	裁許	客進	影響	裁許	補任	立券・訴訟	補任· 訴訟	裁許· 寄進	裁許	胆器	沙汰	認可
豊前国八幡宇佐宮御装 東所検校大神貞安解	関白藤原忠通家政所 下文	賀茂某下文案	岡屋殿荘田塔勝部武 友解案	法眼行暹陳状	僧義海申状	前太政大臣藤原忠通 家政所下文案	興福寺僧義海申文	後白河院庁下文	源義宗寄進狀案	下総権介平常胤解案	百百日条	藤氏長者藤原基実宣	紀伊国密厳院政所陳 状案	大和国字陀郡神戸検 校玉造有里解	藤原忠通家政所下文 案	百百二	関白藤原基実家下文	大神宮権國宜荒木田 明盛起請文案	即 制 問 引 行 相 子 任 知 編 明 日 名 日 名 日 名 日 り 日 り 日 り 日 り 日 り 日 り 日 り
保元元年(1156) 10月27日	保元元年(1156) 10月日	保元3年(1158) 10月頃カ	保元4年(1159) 2月日	保元4年(1159) 3月日	平治元年(1159) 8月13日	永曆元年(1160) 3月日	永曆元年(1160) 3月日	永曆元年(1160) 5月5日	永暦2年(1161) 正月日	永暦2年(1161) 2月27日	応保2年(1162) 5月1日	(応保2年 〈1162〉)4月20日	応保2年(1162) 9月26日	応保3年(1163) 3月日	長寛元年(1163) 6月日	長寬2年(1164) 9月25日	長寛3年(1165) 5月日	永万2年(1166) 6月18日	永万2年(1166)
121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140

140			130 · 131 · 139				87 · 113													
3401	4854	3423	3425	4855	3461	3509	3519	3577	3593	3621 (3622 · 国符)	補 367	4876	3666	3680	3705	3773	3832	3833	3836	3881
益永文書	兵範記裏文書	後藤家古文書	樣木文書	余瀬文書	石清水文書田中家文 書	東大寺文書	久利文書	信円筆因明四相違妻 文書	熊野夫須美神社文書	厳島神社文書	高山寺文書	高山寺文書	東南院文書	宗像神社文書	桑幡文書	富山文書	東南院文書	石清水文書	東寺百合文書	広島大学所蔵文書
「任相伝理」「任相伝理并宮裁旨」、 (太子解状)「依相伝領掌之理」	「相伝之理、御沙汰可條」	「任次第証文理」、(字佐公通)「任文 書之理」	「任次第文書之理、欲致沙汰之処」	「任相伝道理」	(親王家奏状)「任師資相承理(中略) 所被譲渡于彼定慧房」	「背相伝譜代之理」「有彼証文理」「依 代々相伝之理」	[清原長房相伝之任本公験手次文書理]	[且不弁相伝之是非、且不知文書之 道理]	(季盛解状力)[任先例順理之旨]、 (下文)[任先例理]	「任文書相伝之理」	「任文書相伝理」	(解状)「不用券契之理」	「且依文書理、且任国司庁宣」、(解 状)「且依文書道理、且任国司庁宣」	「且任相伝領掌理、且依解状旨」	(元光解状)「任手継相伝代々文契理」、「任先祖相伝理」「任先例并宣旨同代々証文等理」	「任相伝文書之理」	「任代々相伝公験理」	(成清申状)「任文契理、可蒙裁断歟」	(平政子解状)[去保延五年之比(中略)任公赖理]	「任券契理」
字佐宫宛、字佐太子、江嶋別符田畠	下総前司宛、紀伊局、裁許	御館宛、肥前国杵嶋北郷田畠 →認可	豊受太神宮神主彦章との和与、相馬御 厨調度文書公験等	満山大衆宛、西実房の妨害停止、畠 →認可	定慧、石清水観音堂・所領荘園等	貞成の妨害停止、先祖私領田	留守所宛、清原行房、川合友弘の妨害 停止、久利郷堺	薬師寺苑、有謎の妨害停止、房領	季盛法師、下司職	留守所宛、神主景弘、三田郷尾越村	留守所宛、章綱、八条院領一品田勅使 田加納	今熊野領八多荘官の妨害停止、境相論	伊賀国在庁官人,東大寺所司等宛、東 大寺、黒田荘出作等	宮裁の申請、上八村田畠	薩摩国衙宛、大秦元光、家道等との相論、先祖相伝所領	島津荘宛、僧安兼、百疋村弁済使職	東大寺宛、寛珍已講等の妨害停止、某 荘	石清水八幡宮寺所司等宛、慶清、成清 との相論、筑前国字美宮・長野荘等	大宰府在庁官人等宛、最勝光院領肥前 国松浦荘	左京職宛、末貞、証蓮との相論、私領
認可	洪洪	斯 教 群	沙沃	訴訟 機群	認可	湿塊	裁許	深圳	裁許	<u> </u>	認可	裁許	認可	認可	兼許	補任	訴訟	裁許	立券	裁許
大宰府政所帖案	宮内大輔良季書状	藤原太子解	皇太神宮権禰宜荒木 田明盛和与状案	僧観西解	六条天皇宣旨案	伊賀国黒田荘杣工安 倍三子解	石見国目代庁宣	伝燈大法師位盛実解 案	後白河院庁下文案	安芸国司庁宣	某国司庁宣	後白河院庁下文案	後白河院庁下文案	筑前国上八村住人津 守三子解	右近衛府牒	日向国守某下文	僧仁玄申状	後白河院庁下文案	後白河院庁下文案	某院庁下文
永万2年(1166) 9月25日	年未詳3月28日	仁安2年(1167) 4月日	仁安2年(1167) 6月14日	仁安2年(1167) 11月日	仁安3年(1168) 4月25日	嘉応元年(1169) 7月日	嘉応元年(1169) 10月日	承安元年(1171) 6月日	承安2年(1172) 2月25日	承安3年(1173) 2月日	承安3年(1173) 9月日	承安4年(1174) 9月9日	承安4年(1174) 12月13日	承安5年(1175) 4月2日	安元元年(1175) 8月日	安元2年(1176) 7月日	治承2年(1178) 5月日	治承2年(1178) 6月12日	治承2年(1178) 6月20日	治承3年(1179) 7月21日
141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161

162	治承3年(1179) 8月22日	百 百 百 百	認可	伊予国宛、藤原綱子、弓削嶋荘	9削嶋荘	「任院庁御下文并相伝理」、(網子拳 状)「任相伝理」「任院庁御下文并相伝理」	東寺百合文書	3885	
163	治承4年(1180) 8月27日	安尝国司庁宣	補任	留守所宛、佐伯景弘、栗屋郷地頭職	秦屋郷地頭職	「任相伝証文理」	厳島神社文書	3920	164
164	治承4年(1180) 8月27日	安芸国司庁宣	補任	留守所宛、佐伯景弘、三	三田郷地頭職	「任相伝証文理」		3921	163
165	治承4年(1180) 10月頃	東大寺政所下文案	補任	玉井莊住人百姓等宛、紀伊国宗、下司 職	2.伊国宗、下司	「依重代相伝之理」	東大寺文書	3931	
166	寿永2年(1183) 8月8日	島津荘別当伴信明解	訴訟. 裁許	留守所宛、弁済使兼宗の妨害停止、薩 摩国山田村 → 認可	9妨害停止、薩	「依先租相伝之理」、(留守所)「任相 伝之理」	入来院文書	4101	
167	寿永2年(1183) 9月27日	後白河院庁下文案	裁許	越前国在庁官人・法金剛院領河和田荘 官等宛、美濃局、検非違使友実の妨害 停止、荘務	訓院領河和田荘 量使友実の妨害	「任相伝理」	仁和寺文書	4107	169
168	寿永2年(1183) 閏10月21日	後白河院庁下文案	裁許	伊賀国在庁官人等宛、東大寺、 との相論、鞆田・柘植等村田	見大寺、平正盛 等村田	「任文書理、且依明法勘状」	東大寺文書	4114	
169	元暦元年(1184) 5月日	後白河院庁下文案	裁許	越前国在庁官人等宛、美濃局、地頭代 僧上座の妨害停止、河和田荘	6濃局、地頭代 11田荘	(莊官等訴状)「任相伝之理、以美濃 局永可圧務執行之由、重成賜 院庁 御下文畢」	仁和寺文書	5088	167
170	(元暦元年 〈1184〉)カ10月 18日	梶原景時書状	認可	高尾聖人宛、備中国足守郷	产郷	[任文書之理]	神護寺文書	4211	
171	元暦2年(1185) 3月23日	僧全昭解案	補任	大乗院苑、羽津里荘下司職	引職	「任相伝之理」	元杲置文裏文書	4895	

(1) 「事項」は、当該文書において「理」「道理」が問題とされている事由を示す。紛争当事者が記され、訴訟機関による判断が示される場合は「裁許」、訴陳状の場合は「訴訟」、「認可」 は知行や権益の確認、「弁済」は年貢・課役等の納入関係、「注進」は勘文・問注・実検等

(2) 「内容」は宛所・受益者以下を記し、解状の外題等に認可が記されている場合は「→」で示す

(3) 「「一理」「一道理」の呼称」は、当該文書の引用文等に見られる場合はその主体を()内に記した(4) 「平」は「平安遺文」の番号であり、当該文書の請文や引用文書等は一部省略し、番号を()内に記す。「典拠」は適宜略記した(5) 「関連処」は、当該文書の先行・同時の命令や引用文書等、直接関わる文書を示す